

五九〇

なされるところなく放り出されて、そして坑内が荒れて、主要坑道さえも

潰れかかるというような事態が出て参りました。鉄道に焚く石炭さえも足らん、或いは船に焚く石炭さえも危機を告げるという状態が出て参りました。又ぞろあつてこの石炭行政を復活いたしました。或いは石炭行政に關する施策が盛り込まれたというような状態で、石炭行政に關する一貫した政策というものがなければ、これは到底石炭の生産確保というものはできないのであります。若し自由黨の内閣において石炭はもう幾らに減つても構わんのだということでありますならば、これは何を言わんやであります。私達は戦前の生産水準の七割或いは国民生活水準の戦前の七割程度には満足しない。戦前の生産水準、国民生活の水準に達し、更にはもつと向上して参ることを念願しておる点から考えますれば、四千万トン、三千六百万トンと戦前の水準を下廻るということに到底許容ができません。それに対して炭管法の廃止であるとか、或いは通産省設置法の一部改正によつて、石炭行政が非常に小さくされる、或いは又いふなら問題が残つておるといふれながら、何らの措置がなされずにここに放り出されるということについて、これは不安を感じますと共に、日本の産業政策と申しますか、経済政策に大きな不安を感じますので、炭管法廃止に關連いたしましてその点を明らかにして参る所存であるのであります。これは一般的な意図、希望であります。それらの点について篤と通産大臣なり或いは通産省において一御考慮を願いたい、かように考えるのであります。

只今はまあ一般的に申し上げましたが、先ずこれは先般神田委員長代理に

も炭管法廃止法案の提案者として何つたのであります。数量についてははつきりいたしませんでした。問題は政府として石炭の生産目標をどこに置いておられるか、こういう点を伺ひますのであります。問題はむしろ自由黨の神田委員その他に尋ねるべきことよりも、これは政府に尋ねるべきことだと考えますので、改めて伺ひ直すのであります。

○委員長(深川榮左門君) ちよつと発言中ですけれども、お語りいたします。大臣は外に用件があられるそうですけれども、これで退席を許してよろしくごいますか。

○吉田法晴君 一点だけ……それでは最初の点だけ、これは前に安本長官も来ておられましたし、吉田内閣として石炭の生産目標をどういうふうにかえておるかという点は大臣に伺つて置いた方がよいと思ひますので、一点だけ一つ……

○國務大臣(高橋貞太郎君) 只今御希望という意味でお話がありました石炭生産の我が国経済における重要性、今後におけるその重視の必要というような点につきましては、私も同感でありまして、炭管法廃止によりましてそれが阻害されるというようなことのないようには通産省としては万全の措置を講じて行きたいと考えております。増産の目標であります。二十五年度においては四千万二百万トンを目標といたしております。

○吉田法晴君 吉田内閣におきましては当面まあ一年程度の目標はとにかく、長い計画は立たない、或いは必要がないという工合に言われておるのですが、一応これは吉田内閣からの話

でありますけれども、日本経済の水準或いは国民生活の水準を戦前の水準に達せしめるという意味で経済復興五ヶ年計画というようなものが立てられまして、二十八年五千万トンというような目標が立てられ、二十四年度以降年々増加する目標が立てられたのであります。その点についてどういふ工合に考えられますか。これはたしかに経済安定本部資源調査会という名前で石炭生産の基本的方向というものが、昨年この結論が出ておるのであります。減退することは考えられない、数字につきましては必ずしも五千万トンという数字ではありませんが、漸次その増産をしなければならぬ需要は見通し得る、こういうことが言われております。

それから又たまた「炭管法廃止に伴ひまして、炭管法に對するマ元帥の書翰」といふものを讀直したのであります。戦前及び戦時中の石炭生産は五千万噸を超えていたが、爾來石炭業の基本的條件は何等實質的に變化してない。これに要する凡ての資材は日本国内において入手し得るものであり、又労働力も十分にある。ここに五千万トンという数字も出ておる。或いは経済九原則の中にも全重要國産原料並びに製品生産増加という点が言われておる。曾ての五千万トン目標がどこに行つたか分らんやうな今日の吉田内閣の政策の方向といふものは、客觀的にも許されておらんと考えておるのではありません。將來に互ひましてさういふ石炭生産の目標数量についてどういふ工合に吉田内閣として考えておるか、尙念を押してお尋ねいたしたいと思ひます。

○國務大臣(高橋貞太郎君) 曾て経済五ヶ年計画といふやうなものの検討も行われておつたわけでありまして、無論さういふものが確定にできるものならば日本経済の復興の上から言へば非常に結構なことだと私は考えております。併しながら今までの計画は現実の實際の條件に即応する実行性の確実なものではなかつたものが非常に多いと思ひます。希望的な、一つの目標的な計画といふものが多かつたのではないかと思ひます。その場合の與えられた條件、考慮された條件といふものが確実でない。將來の見通しにつきまして確実な見通しがつかないという場合におきましては、計画はできましても実行は行ひません。計画が非常に多い。そういう不確定な計画であります。そういう不確定な計画でそれによつて実行するといふことが却つて間違つた結果になる處れもあるといふところから、計画を立てるにつきましてはもとと現実的なものでなければならぬといふところから再検討を必要とするといふことになつたものと考へてゐるのであります。

石炭増産目標につきましても、従いまして五ヶ年先六ヶ年先の目標を立てるといたしますと、あらゆる総合計画の下にこれを立てて行くといふこととあります。確実なものでないわけでありまして、今言つたやうな意味におきまして五ヶ年先の目標はどうかであるかといふやうなところまではまだ決定しておらないわけでありまして。○吉田法晴君 通産大臣がおられませんときに神田委員長代理から石炭生産量は世界経済との関連或いは需給關係によつて決まる。要するに現在の需給

關係を基礎にして五千万トン説をとられた。只今のお話も大体さういふ現状の需要を中心としてお話を進められたもののように感ずるのであります。これは先般も境野委員からも指摘されましたが、現在の有効需要は四千万トン台を切つてゐるやうな状態であるかも知れませんが、併し私共は現在の有効需要といふものは、これは自由黨内閣の現在の財政政策の方針、或いは超均衡予算と呼ばれ、或いは財政緊縮政策を中心とし、産業政策においては集中生産方式と呼ばれておるやうな金融資本を強化し、大企業のみを育てて、中小企業者、労働者を犠牲にするやうな政策から生れておる生産の低減或いは縮小生産の傾向に生産にしても国民生活の水準にしてお流れておるのであります。それは日本の再建、本當の経済の復興再建といふものからは許されるべきではないのじやないか、余りに現在の需要をこれを作り出された有効需要の少なさといふものを基礎にして考へるべきではないといふことが私共の考へ方でありまして。例へばこの長い復興計画を立てられ云々といふことに關連いたしまして、それでは安本は要らんじやないか、こゝういふ議論を社会黨の羽生三七君から予算委員会では安本長官に尋ねましたときに、一応安定をしたならば必要な計画性はあるべきだ、或いは国土総合開発計画といふものも十ヶ年、二十ヶ年くらいに亘つて持たなければならぬ、こゝういふいわば計画が必要でなければ、計画が立たなければ安本は要らんじやないか、この突つ込んだ質問に対しては全然要らんわけではない

関係は基礎にして五千万トン説をとられた。只今のお話も大体さういふ現状の需要を中心としてお話を進められたもののように感ずるのであります。これは先般も境野委員からも指摘されましたが、現在の有効需要は四千万トン台を切つてゐるやうな状態であるかも知れませんが、併し私共は現在の有効需要といふものは、これは自由黨内閣の現在の財政政策の方針、或いは超均衡予算と呼ばれ、或いは財政緊縮政策を中心とし、産業政策においては集中生産方式と呼ばれておるやうな金融資本を強化し、大企業のみを育てて、中小企業者、労働者を犠牲にするやうな政策から生れておる生産の低減或いは縮小生産の傾向に生産にしても国民生活の水準にしてお流れておるのであります。それは日本の再建、本當の経済の復興再建といふものからは許されるべきではないのじやないか、余りに現在の需要をこれを作り出された有効需要の少なさといふものを基礎にして考へるべきではないといふことが私共の考へ方でありまして。例へばこの長い復興計画を立てられ云々といふことに關連いたしまして、それでは安本は要らんじやないか、こゝういふ議論を社会黨の羽生三七君から予算委員会では安本長官に尋ねましたときに、一応安定をしたならば必要な計画性はあるべきだ、或いは国土総合開発計画といふものも十ヶ年、二十ヶ年くらいに亘つて持たなければならぬ、こゝういふいわば計画が必要でなければ、計画が立たなければ安本は要らんじやないか、この突つ込んだ質問に対しては全然要らんわけではない

いというような答弁でありましたが、日本経済復興の目標と申しますか、或いは計画というものは、これは経済政策として何等の内閣でありましようともこれは必要だと考える。一応現状を目標にした四千二百萬トンというの分るが、将来に算りますという経済の目標、再建の計画、或いはその中における出炭量の目標というものの数字はこれは必要だと考えるのであります。それは、或いは必要でないか、或いはどういふ工合に考えられるのか。

○國務大臣(高橋蔵本郎君) 御説の通り、現在の有効需要のみが将来の出炭目標になるとは私も考えておらないのであります。現在の経済状況というものは、これを改善し発展させて行かなければならぬ状況にあることは事実であります。それを考慮に入れて無

論出炭目標は立てられなければならぬと考えております。安定本部につきましては、安定本部長官からお答えしたものとありますが、企画官庁でありますから、日本経済が全く安定、健全な状況に展つて総合企画の必要がないということになれば安定本部の必要もなからうと思ひます。けれども安定本部は、ただ復興計画、長期計画を立てるといふだけの必要で生れておるとは言えないと思ひます。現実のやほりの年、或いは次の年の経済の総合的企画というものは是非必要なことでありますから長期復興計画だけでその存否を決するといふわけには行かないと思ひます。

○吉田法晴君 もう大臣についての質疑は打ち切りますが、ただあと次官なり何んなり、炭政局長でも……この問題に關連して先程申上げましたような開

連から今後の石炭行政というものの開きまして私共は心配をしておるわけでありま。通産大臣はまあしばしば代られるのであります。或いは炭政の當局にある人になしたましても、曾ての、とにかく石炭行政が非常に大事であると言われながらも相対的に非常に軽く扱われておるような印象を受けらるものであります。それでは石炭行政もうまく参りません。或いは石炭の生産の復興といふことも期待し難い。こういうふうに考えますので、その点について特に今後十分考えて頂きたい。これは日本経済復興のための一要素としての石炭産業、或いは石炭行政といふことで十分今後の御考慮をお願いして置かして私の質問は打ち切つて置きます。

○委員長(深川肇左門君) ちよつとお話いたしました。石炭の国管法の質疑はまだあると思ひますが、一時この辺に止めて午後三時に廻し、只今より商工會議所法案について提案者の説明を聴きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(深川肇左門君) 異議ないと認めます。

○衆議院議員(小金義照君) 商工會議所法案の提案理由の御説明を申上げます。商工會議所法案の提案理由につきまして提案者を代表いたしまして、衆議院の通商産業委員会の理事であります私から大要を御説明いたします。

昭和二年四月商工業の改善増進を図る目的を以て商工會議所法が公布せられ、各地に商工會議所が設立され、商工業に關する調査、斡旋、仲裁その他

の業務を行なつて参つたのであります。が、戦争勃発に伴う統制経済の強化に伴い、従来の商工會議所は、その存在意義を失ひ、昭和十八年同法は廃止されたのであります。その際統制経済下における行政機關の下部機構としての役割を果させるために、商工經濟法が制定公布されたのであります。終戦後戦時統制的色彩の濃厚であつた同法は、昭和二十一年九月に廃止され、そのまゝ現在に至つてゐるのであります。然るに、同法廃止後各地におきまして商工會議所が自然発生的に生じ、商工業の改善増進のため地域的推進団体として活動をしてゐるのであります。その数も全国約三百余に達してゐる次第であります。そこでこの際商工會議所の一層の改善増進を図るためその基準となるべき法律を制定する必要を認めるに至りましたので本法案を提出いたしました次第であります。

その概要を御説明いたしますと、第一に、その目的といたしまして在來のようにより商工業の改善増進という点のみを目的といたしましてその活動範圍を拡張することでありま。第二に、商工會議所の基準及び原則を明確に規定し、併せてその地区内の福祉と繁榮を増進することを目的とすること。

(二)會員が任意に加入し、又は脱退することができること。(三)會員は、おのおの一個の議決権を有すること、を規定いたしました。第三に、前述のごとく商工會議所は、相當古い伝統を持つておりますのでその社会的評價も高いのであります。従つてその基礎を鞏固にするため民法の公益法人の規定に

よつて設立されたものに統一し、單なる組合団体等法人でないものが商工會議所の伝統を辱かしめることがないようになしたててあります。第四に、商工會議所は、原則として市の区域に一個に限つて存立せしめることになした。したが、商工業の状況により、県又は町及びそれらが合同して作るもの並びに全国的又は都道府県ごとの商工會議所の連合体を設立することを認めました。第五に、商工會議所は、事業者団体として事業者団体の適用を受けるものであります。第六に、この法律を列挙いたしました。第六に、この法律に規定する商工會議所としての要件を備えない者に対し商工會議所という名稱を使用することを禁止し、必要な罰則を設けたこととあります。終りに、現存する商工會議所については、この法律の規定に適合するよう必要な措置をとるべき旨の経過規定を設けました。即ち、商工會議所の地区の全部又は一部が重複する者は、この法律施行後六ヶ月以内に必要措置をとること及び商工會議所でない者であつてその名稱を使用しているものは、この法律施行の日から六ヶ月以内に、その名稱を変更するか、又は定款の変更その他の必要な措置をとり、商工會議所としての要件を備へることとあります。

以上この法律案の提案の理由につきまして大略を説明いたしました。尚去る三月で議員の改選期を迎えた商工會議所も相當存在するのであります。が、これらの商工會議所は、本法の成立を期待いたしまして本法による改選後の新しい充足の際までその改選を待機してゐる状況のものもあることを附言いたします。

本法案は昨日衆議院の通商産業委員会におきまして即日即刻可決せられまして、委員会を通過いたしました。そして本日衆議院の本案に提案せられることになつております。どうか諸般の状況を御了承下さいまして、速かに可決下さることを切望いたします次第であります。

○委員長(深川肇左門君) 只今説明のありました法案は後刻審議することにして、委員会は暫時休憩して午後一時半より再開したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(深川肇左門君) 御異議なしと認めます。

午後三時三十分開会

○理事(廣瀬興兵衛君) これより開会いたします。

○委員長(深川肇左門君) 只今の衆議院のときにもその問題を申上げたのであります。これは民法に基く法人である。在來の商工會議所は、玉置さん極めてよく御存じの通りですけれども、特別法に基いて特別の公益法人といふことになつておりました。従つて会費の徴収権といふものは認められておりました。国稅徴収の手続を準用して会費を取上げることができた。こういうふうになつておりました。この法律では民法の法人でありますために、それがきかないのです。加入脱退が極

午後三時三十分開会

○理事(廣瀬興兵衛君) 速記を始め

○衆議院議員(小金義照君) 只今の衆議院のときにもその問題を申上げたのであります。これは民法に基く法人である。在來の商工會議所は、玉置さん極めてよく御存じの通りですけれども、特別法に基いて特別の公益法人といふことになつておりました。従つて会費の徴収権といふものは認められておりました。国稅徴収の手続を準用して会費を取上げることができた。こういうふうになつておりました。この法律では民法の法人でありますために、それがきかないのです。加入脱退が極

それがきかないのです。加入脱退が極

得る金融機關にいろ／＼頼みまして、
そちらの方から所要の資金を獲得する
ように斡旋いたしております。又自力

で特別の斡旋を要さないでも、増資その他で賄え得る炭鉱の中にはございませうけれども、全般的に申しますと、やはり相当な長期資金につきましては、

政府の斡旋、その他特別の措置を講じなければならぬ困難という状況でございます。特に新鉱関係につきましては、新炭鉱の調査それからボーリング等

等々、調整等については、国家で直接
行方施設もございすし、又一部補助
を出しておるといふようなところも
ございす。こゝういふような方面から
きるだけ新鉾の開発に協力しておると

いうような制度もございません。但しそれだけでは勿論ございません。先程申し上げました通り一般の金融機関の力を借りるということをやらなければ今後

なか／＼困難で、現状といたしましては大体今日までのところ所要の新鉱の開発はできておつて、先ず炭鉱の生産の維持乃至は多少の増産ということも

現在までのところは大体できておる。今後この資金が如何に使われるかどうかによつて、炭鉱そのものの更新ということができるのではないかということ

とも一應考えなければならんと思つております。

○下條恭兵君　まあ個々の会社が独力で、政府の斡旋なんかようせずにとん

ですが、現在まで相当の見返資金などの
 どんやつて行けるのが理想的と思いま
 供給を受けてやつておるのが実情だと
 いうふうに窮われますが、そこで私お

尋ねたいのはですね、現在たしか石炭は過剰の状況にあることは事実と思えますが、吉田内閣はもう吉田総理が本会議その他でたび／＼言明してお

られるように、誠に統計を信用しない、統計は嘘ばかりで駄目だと言つておるので、そこでかねて策定された安本の五ヶ年計画、それに基いて石炭の開発五ヶ年計画というものがあつて、それによつてたしか五千万トンか開発をする。新鉱もそれ／＼初年度はどれだけ、二年度になつたら幾らと開発計画があつたと思うのですが、その開発計画に伴つて初年度は着手しておつたと思つておりますが、その後の経過はどうなつておるかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) いわゆる新炭鉱は十八ございまして、これに對しまして特別の開発処置をやつたわけでございますが、この十八炭鉱に對しまして、すべて見返資金が當然つくのが普通でございますけれども、いろいろな審査の關係で、僅かなものしか見返資金は出ておりません。従つて十の炭鉱はいわば自力で一般の金融機關に頼つて、計画の実施を圖つておる、こういうような状況でございます。

○下條義兵君 その自力で開発しつゝあるものが五ヶ年計画の線に沿つて、或いはそれよりも進んでおるか、或いはその五ヶ年計画に比べて非常に遅れておるか、こういう点をお尋ねしておるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 例の五ヶ年計画なるものは、現在は一応あの数字に囚われておりませんで、従つて現状といつたしましては、あの計画に基くような本當の出炭というものは、到底期待できないという状況でございます。従つて新炭鉱の開発も、資金その他の關係から、あの當時の見込まれていた数字より相当遅れておると、こういう

現状であります。

○下條義兵君 これはどうも炭政局長にお尋ねする筋合いかどうか分りませんけれども、順序としてお尋ねします。當時の何によりますと、まあ八千万からの人口が基準年度の生活を維持するために、基準年度に比べて生産が一・二五割が殖やされなくちやならん。従つてそれまでは石炭がこれだけ要る、こういうことで計画が策定されておつたと記憶しておるのですが、その時と現在とは、生産が今現在で戦前に比べて、基準年度に比べてどれくらい回復しておりますか。これは私はつきり数字は知りませんが、これは私はつきり基準年度よりも今のほうがまだ生産が少いのだらうと思ひます。そこで現在例えれば四千万トン石炭が出て余つたと言つて、ここで野放しにしてしまつて、将来は差支ないものか、その点に關して石炭に關する限りの将来の見通しに對してどういふふうに考へておられるか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(中島征帆君) いわゆる野放しというこの内容でございますが、この制度的にはまだ資金の斡旋でありますとか、又資材の配當も若干残つておりますし、そういうふうな面で、重点的にこれを今後も育成して行くといふ方法は残されております。ただ問題になつております炭管法そのものが廃止された後に、いわゆる政府として別に何らかのバックになる法律がなく、これは現状といつたしまして、事実上炭管法そのものがなければ、どうしてもいかんというふうな実情ではございませんので、一応外の方法で以てやつて行つていくことになるわけでございます。

いますけれども、併し根本的に、私共の考へたいたしましては、やはりこういう重要産業には又別の構想に基く、特別の基礎法規がなければいけないのではないかと、こういうふうにお考へております。これにつきましては昨日あたりも、提案者からいろいろお話しがえりまして、いろいろなものをお考へております。

○下條義兵君 今私がお尋ねしたのは、そういう結論的に私が賛成していか反對していかに對しての指示を與えて下つたように思ひますけれども、そういう結論的な問題ではなしに、石炭産業が過熱的な問題ではなしに、日本産業の将来の規模といふことが構想に對しての石炭の需要を果してどういふふうに見通しを持つておられるか。野放しにして置いて四千万トン、これより減つても構わぬのか、或いはもつとどうしても助成して殖やして行くという精神か。日本の計画に於けるような或いは必要である規模に於けるような産業が回復して行つた場合に、石炭の需要關係はどういふふうになるか、こういうことをお尋ねしてゐるわけでございます。

○政府委員(中島征帆君) 将来需要見通しといふことになりまして、本年度は昨年の実績から見まして一億四千万トンを目標にいたしておりますけれども、やはり日本で石炭を四千万五千万、五千万トンは使うようにならなければならぬといふふうにお考へております。ただ現状のような見通しで今明年中に四千五百万トン以上の石炭が直ちに必要になるといふことになるかどうかにつきましては疑問を持つておりますけれども、併し基本的には四千五

百万トン以上の石炭を使えるようになるなければならぬといふふうにお考へております。

○下條義兵君 いま一つ、この提案者の方に尋ねたのですが、勿論政府と違つて資料を持つておられないから、私が十分納得できるような御答弁を頂けなかつたのは當然だと思つておりますけれども、輸入炭ですね、将来或々は早く中国との貿易を始めなければならぬと思つてゐるのですが、あの開炭炭ですが、あれなんかだと九州の粘炭炭よりは日本へ持つて来てもコストが安くなるというのを聞いております。曾て撫順炭に北九州が圧倒されてたことがあるといふことも聞いておりますが、そういう場合は近い将来は別として、日本の石炭産業を圧迫する、そういう形が起るようなことが將來ありはしないかどうか、そういう点に對する見通しをどういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(中島征帆君) 米國炭乃至開炭炭のごとき原料炭につきましては、どうせ国内だけで足りませんから相當量が入りまして、直ちに国内の炭鉱を圧迫するといふことにはならないと思ひますが、輸入炭に關する限りこれは發生炭でありまして、一般炭のうちの高級炭と競合するといふような性質を持つております。現在までのところまだ具体的に輸入炭の問題にはなつておりませんが、値段等も確定いたしておりませんが、將來これが相當安値で入つて来るといふことになりますと、やはり九州方面の炭鉱は打撃を受ける、これに對する対策をどうするかといふことを考へなければならぬと思ひます。

○下條義兵君 私ばかりねばると甚だ恐縮でありますから、後は大任なり政務次官に明日でも機会がありましたらお尋ねしたいと思ひます。

〔理事廣瀬兵衛君退席、委員長着席〕

○委員(長瀬川左門君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(長瀬川左門君) 速記を始めて……それでは本委員会は一応これで休憩いたしますよう。

午後四時五分休憩

午後六時三十二分開会

○委員(長瀬川左門君) 休憩前に引続き只今より開会いたします。商工會議所法案を議題に供します。

○平岡市三君 休憩前の委員会において質疑を終了しておりますから、討論を省略して直ちに採決されることの動議を提出いたします。

○委員(長瀬川左門君) 只今の平岡君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(長瀬川左門君) 御異議ないと認めます。

それでは商工會議所法案について採決いたします。賛成の方の御挙手をお願いいたします。

〔議員挙手〕

○委員(長瀬川左門君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙本會議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四百條によつて予め多數意見者の承認を経なければならぬと思ひます。

らないことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左衛門君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することに於ておられますから、本案を可とされた方々順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

境野 清雄 高橋 啓
駒井 藤平 山内 卓郎
廣瀬興兵衛 結城 安次
重宗 雄三 平岡 市三
中川 以良

○委員長(深川榮左衛門君) 御署名漏れはございませんか……御署名漏れはなしと認めます。

○委員長(深川榮左衛門君) それでは只今から商品取引所法案を議題に供します。通産大臣。

○國務大臣(高瀬興兵衛君) 只今議題となりまして商品取引所法案につきまして提案の理由を御説明いたします。昨年来経済九原則及びドッジ・ライソンの実施によりましてインフレーションの抑制、物価も安定して参り、物資に対する統制も順次解除されつつある状況であります。従つて公定価格制度や配給統制は極く限られた一部の商品についてのみ存続し、大部分の商品の生産及び配給は経済原則によつて規制されることと相成つたのであります。

従いまして商品の価格は需要と供給のバランスによつて決定されることとなり、この需要と供給を成るべく広い範囲に亘つて集中して公正な価格を作るための市場の形成が必然的に要求されて来ると共に、現物のみならず、先物についての市場も要求されることになり、ここに商品取引所の設立が業界から強く要望されるに至つた次第であります。

我が国の商品取引所は、古くは徳川時代の米会所に由来し、戦前におきましては心を中米とし、棉花、絹糸、綿布、繭、生糸、人絹糸、雑穀、肥料、砂糖等広汎な種類の商品に亘つて設置されていたのであります。戦時に入りこれらの商品について全面的な統制が行われるに及んでその機能を失ひ、昭和十六年頃までは僅く関鎖又は解散されるに至つたのであります。而して商品取引所に關する法律も、明治二十六年の制定にかゝる取引所法が幾回の改正を経て今日に至つてゐる次第であります。即ち昭和二十二年証券取引所開設の必要に應じ全く新しい構想を以て、証券取引法が制定されたのであります。商品取引所については未だ開設の時期に非ずとして何らの工夫もなされず、ただ、一応旧来の「取引所法」に「商品」という字句を冠して残されてゐたのであり、これが現行の商品取引所法であります。従つて商品取引所を、新たに開設するに當つては、先ずその根拠法規である商品取引法を現在の経済の事情に即したものとすため新たな構想の下に全面的に改正する必要があるものであります。

以上改正をいたしました主要な点について御説明を申し上げます。

先ず第一に、現行法によりますと、取引所は株式会社組織によるものと會員組織によるものと二者いずれをも認めておるのであります。が、今回の改正案では、會員組織のみが認められることとなつてゐるのであります。

株式会社組織によるときは、実際の取引業者にとつて開設の必要がない場合においても、投機的な取引のみを行うことを目的として取引所が設立される危険性があります。会社として利益を挙げ、配当を殖やすために、実情に關わぬ売買であつても取引高が多額に上ることのみが念願される傾向を誘致し、又實際に取引を行う者とは別個な会社の幹部によつて取引所が管理されることとなる等、従来からその弊害が批判の対象となつていたところであつたのであります。従つて今回は會員組織のもののみを認めることとしたのであります。

次に今回の改正の第二点は、取引所の設立に當つて、免許主義を止め、登録主義をとることとしたこととあります。本法案では取引所の設立の要件はできるだけ法律上明記することとし、法定の要件を備えたものは、特に法律で定めた登録拒否の規定に該当しない限り登録を行うこととしたしました。之は官庁の許認可等による自由裁量の余地をできるだけ少くし、業界の自主的な活動に後押しをいたします。次に改正の第三点は、取引所において上場することのできる商品を法定している点でございます。この法案では、棉花、絹糸、綿布、乾繭、生糸、人絹糸、スワ糸、毛糸、ゴム等が法定されておりますが、これらは大体において曾ての取引所に上場されてきた商

品であり、今後においても取引所の設立が妥當又は必要と認められるものであります。併しながら今後の我が国の経済は戦前とはおのずから異なるものがあり、その中で、其の他の商品につきましても取引所を設立することが必要となる場合も予想されますので、本法案では必要の都度政令で商品の品目追加が行われるような途を開いてあるわけであります。

次に改正の第四点といたしまして、本法案では民主化という点から種々の規定がしてあります。即ち先ず第一に証券取引法の先例に倣ひまして取引所における各種の紛争を円満に解決するために、仲介の制度を創設してあります。これは紛争の当事者の言分を聴きまして妥當な解決点を見出し、その受諾を勧告したものであり、その他にも主務大臣の処分には必ずその事前に公開による聴聞を行う等行政の民主的な運用を期してゐる次第であります。尚今回の改正案におきましては以上の外にも改正点が種々存するものであります。例えば商品取引所の定義を明確にしたこと、他人の委託を受けて売買取引を行う者を商品仲買人として特に厳重な規制を加へてゐること、取引所の取引についても従来と異なり可なり厳重な監督規定を設けたこと、定款、業務規程、受託契約標準の必要記載事項を明確にしたこと等がこれであり、

要は、免許主義を登録主義に改正した等産業界の自主的な活動を尊重したこと、取引所の義務についてではできるだけその自治に委したことを、併し他面取引所の国民経済上の重要性に鑑み売買取引の基礎を明確にし、その行き過

ぎの是正を図り以て売買取引の公正と委託者保護の徹底を期したことが今回の改正の大綱であります。

○委員長(深川榮左衛門君) 御報告いたしますが、時間の關係上農林委員会との合同審査ができまじやうでしたから、補見農林委員長が特に出席されておられますから右御報告申し上げます。本法案は時間がないため配付法案は修正附で提案されておるようでありますから、その点について先ず政府側から説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) 本日非常に会期が迫りましてからお出ししまして甚だ恐縮に存じますが、關係方面との連絡が非常に遅れておりました關係上、修正箇所というような形で本日の御審議を煩ふこととなつたのでござい、修正箇所の要点につきましてはここに條文で出ておりますが、十二章にござい、政府の監督に關する規定がござい、その要件と申します。政府の監督に關する規定がござい、或いは政令で定める取引の信義則を確保するためという具体的な規定がござい、これを成るべく挙げてこの点を成るべく明確にするというのが一点でございます。

それからその次に審議に關する規定でございますが、修正前の案におきましては關係省の委員を以て構成するような案になつておりましたのでござい、この修正案におきましては委員は學識経験のある者の中から両院の同意を得まして内閣總理大臣が

任命するといふにいたしまして、この審議会の権威を高め、その審議会の重要性を考へて、その間の規定を非常に慎重にいたすことにいたしましたわけであり、尙前の案におきましては、いづゆる諮問機関で主務大臣が処分をいたします場合に、重要事項につきましては諮問をすることになつておりましたのを今同議を経てということにいたしました、この審議会の尊重いたしました、この議を経ない限り主務大臣は各種の処分ができないといふことにいたしましたのが第三点でございます。それ以外につきましては更に第一点、第九にござりますが、この法律に基く主務大臣の処分に対しまして不服のある者につきましては、一般の行政事件の訴訟特例法によつて地方裁判所に訴出する得るようになっておりますが、それをこの法律におきましては高等裁判所の専管とすることにしたにいたしております。これはさうな行政事件が迅速に処理されるというのとを主たる狙ひにいたしまして、三審制度を二審制度に改め成るべく迅速にその処置がつけ得るようという趣旨でその点を直しております。更にその十番目におきましてこれは訓示的な意味でございますが、主務大臣の処分が不合理であつてはならない、又不平等であつてはならないという訓示的な規定を設けたわけであり、以上が主たる修正の趣旨でございます。

○委員(澤川榮左門君) 提案説明は以上で終了しましたが、法案全部について御質疑をお願いいたします。
○委員外議員(橋見義男君) この商品取引所法案につきましては、その上場物件に關しまして農林委員会関係の商

及び生糸等も予想されますので、実は農林委員会といたしましてこの法案について一応の意見をまとめましたので、この機会に発言させて頂きたいと存じます。
法律が非常に歴大で、又十分に内容を審査する時間的余裕がございませんでしたので、法案の細部についての意見は申上げることができないのでありますが、この法案の提案された趣旨に關しまして農林委員会の意向を一応申上げて置きたいと思ひます。農林委員会といたしましては、かねて繭及び生糸、いわゆる蚕種の価格安定対策について、これは衆議院においても同様であります。我々参議院の農林委員会におきましては、特に最近の情勢に鑑みまして、蚕種価格の安定ということに深い関心を持つておつたような次第であります。従ひまして根本的な蚕種価格の安定策につきまして寄附的研究もし、又立案の準備もいたしておつたのであります。未だその機会を得ておられないのであります。そこで根本的な安定対策はともかくといたしまして、その安定策が樹立せられるまでの間に、おきましては、この商品取引所法による価格の調整対策と申しますか、或る程度の安定が期せられるというこ

とに誠に結構なことである、今先程通産大臣からの提案理由にもありましたように、曾て乾繭及び生糸につきましては、かかる制度がありまして、相当の効果を擧げて参つておつたのであります。その後の情勢変化に伴ひまして、現在中絶しておるような状態でございます。従つて旧に戻つて乾繭及び生糸が上場物件として上場せられ、それによつて生産者も又需要者も共に価格安定の一つの目途が得られるという趣旨に基いて提案されましたこの法案については、農林委員会といたしましては大體賛成であります。こういう結論に只今農林委員会の全体の意向としてさうに決定いたしましたのであります。その旨を御報告申し上げます。同時に農林委員会の意見としてお聴き取りを頂きたいと存する次第であります。

○委員(澤川榮左門君) 外に御発言ございせんか。
○結城安次君 農林省関係の商品におきましては、この法案で先ずよろしいということになつたのです。
○委員外議員(橋見義男君) この法案と言われますと、実は法案の百何十條というものを一々検討しております。から正確にはお答えはできませんが、全体としてこの趣旨には賛成である、こういうこととございします。
○平岡市三君 私は旧取引所法は相当昔やつたことがあるのですが、大體一応わきまえておりますが、ところが本日提案されたこの改正案ですと、先刻政府委員がお述べになりました通り、その範圍というものは、法案そのものが歴大でございますけれども、改正された範圍というものは比較的非常な少数の個條だけなんでございします。それでその改正が今日の経済情勢から見まして、極めて妥當であらうと思ひますので、私は討論ではありませぬけれども、質問なしに一応賛成の意を表するのはどうかと思ひますが、意見だけ述べて置きます。

○結城安次君 只今平岡委員からの御発言に私も大體先程法案を頂戴する前に新旧対照表で大體は読んだのです

が、このくらいならいいのじやないかというふうな氣もいたしますので、ここで即決もどうかと思ひますので、一晩持つて帰つて、明日又質問があれば質問する、なければ討論に入るということに願つたらう。今から逐條に入つたら大変なものでしょう。どうですか。如何でございしましょうか。
○委員(澤川榮左門君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)
○委員(澤川榮左門君) 速記を始めて下さい。
○下條義平君 この法案は相當歴大でもありますし、又急に上程された關係を以て打切りにいたしましたので、明日各派とも研究した上で十時に必ず開会する、こういうことにすることの動議を提出いたします。(賛成)と呼ぶ者あり)
○委員(澤川榮左門君) 只今の下條委員の御発言に御異議ございせんか。
○委員(澤川榮左門君) 異議なしと認めます。それではそのように取扱います。
それでは本日の委員会はこれで散会いたします。
午後七時二十五分散会
出席者は左の通り。
委員 澤川榮左門君
理事 島 清君
廣瀬與兵衛君
玉置吉之丞君
委員 下條 義平君

吉田 法晴君
重宗 雄三君
平岡 市三君
中川 以良君
境野 鴻雄君
高橋 啓君
阿竹賢次郎君
山内 卓郎君
結城 安治君
駒井 藤平君
委員外議員 橋見 義男君
農林委員長 楠見 義男君
國務大臣 文部大臣 高瀬莊太郎君
通産大臣 石原 武夫君
政府委員 (通産省) 通商産業事務局長 (通商産業局長) 中島 征帆君
通商産業事務局長 (通商産業局長) 中島 征帆君
事務局 常任委員会 小田橋貞壽君
專門員 四月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、商工會議所法案(衆)
商工會議所法案
商工會議所法
(法律の目的)
第一條 この法律は、商工業の改善發達を促進し、あわせて社会一般の福祉の増進に資するために、商工業者又は商工業の改善發達に寄與しようとする者等の組織する商工會議所について定め、その健全で、且つ、民主的な發達を圖ることを目的とする。
(基準及び原則)

第七
1058

第二條 商工會議所は、左の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 その地区内の商工業の改善発達を促進し、あわせてその地区内の福祉と繁栄を増進することを目的とする。

二 会員が、任意に加入し、又は脱退することができる。

三 会員は、各々一箇の議決権を有すること。

四 その名称中に、商工會議所の文字を用いていないこと。

2 商工會議所は、特定の会員の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

3 商工會議所は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(法人格)

第三條 商工會議所は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立される法人とする。

(地区)

第四條 商工會議所の地区は、市(都の区のある区域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、県の区域、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

2 前項の区域の全部又は一部を地区とする商工會議所は、一箇とする。

(都道府県又は全国を地区とする商工會議所)

第五條 前條第一項の区域を地区とする

する商工會議所は、同條の規定にかかわらず、都道府県の区域又は全国を地区とする商工會議所を設立することができる。

2 商工會議所でない者は、定款で特別の定めをした場合に限り、前項の規定により設立される商工會議所の会員たる資格を有する。

(事業)

第六條 商工會議所は、その目的を達するため、事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の定めるところに従つて、左に掲げる事業を行うことができる。

一 商工會議所としての意見を公表し、又は適当な行政庁等に申し出ること。

二 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公開し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること。

三 外国における通関のため必要がある場合において、輸出品の原産地証明をすること。

四 依頼に応じて、必要な証明又は鑑定をすること。

五 営業用でない施設を維持し、又は運用すること。

六 講演又は講習を行うこと。

七 見本市又は展示会を開催し、依頼に応じて、臨時に即売すること。

八 会員その他の者と外国の事業者との間の事業に関する紛争を仲裁し、又は解決すること。

九 依頼に応じて、事業者又は商品を紹介すること。

十 商工業その他に關して相談に

応ずること。

十一 前各号に掲げるものの外、商工會議所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(名称)

第七條 商工會議所でない者(第二條第一項第一号から第三号まで及び第三條並びに第四條又は第五條第一項の規定に該当しない者をいう。以下同じ)は、その名称中に、商工會議所の文字を用いてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(公正取引委員会の権限)

第八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法の規定並びにこれらの法律の規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定によつて変更されるものと解釈してはならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(現存する商工會議所及び非商工會議所)

2 この法律施行の際現に存する商工會議所であつて、第四條第二項の規定に適合していない者は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、同項の規定に適合するように必要な措置をしなければならぬ。

3 商工會議所でない者であつて、この法律施行の際現に商工會議所の名称を用いているものは、この

法律施行の日から起算して六箇月以内に、その名称を変更するか、又は商工會議所となるなどのために、定款の変更その他の必要な行為をしなければならぬ。

4 第七條第二項の規定は、前項の期間内に限り、同項に規定する者に適用しない。

五月一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、商工會議所法案(案)(予備審査のための付託は四月三十日)

五月一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、商品取引所法案

商品取引所法案

商品取引所法

目次

第一章 総則(第一條―第八條)

第二章 設立(第九條―第十八條)

第三章 登録の変更、取消及びまつ消(第十九條―第二十二條)

第四章 会員(第二十三條―第四十條)

第五章 商品仲買人(第四十一條―第五十四條)

第六章 機関(第五十五條―第七十一條)

第七章 計算(第七十二條―第七十六條)

第八章 商品市場における売買取引(第七十七條―第九十條)

第九章 商品市場における売買取引の受託(第九十一條―第九十七條)

第十章 解散及び清算(第九十八條)

條(第一百一條)

第十一章 登記(第一百二條―第一百十八條)

第十二章 監督(第一百十九條―第二百二十五條)

第十三章 仲介(第二百二十六條―第二百三十四條)

第十四章 商品取引所取引紛争審査会(第二百三十五條―第二百三十六條)

第十五章 商品取引所審議会(第二百三十七條―第二百三十九條)

第十六章 雜則(第二百四十條―第二百四十六條)

第十七章 罰則(第二百四十七條―第二百六十一條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における売買取引の管理等について定め、その健全な運営を確保することにより、商品の価格の形成及び売買その他の取引の公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつと國民經濟の適切な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「商品取引所」とは、一種又は数種の商品の先物取引を行うために必要な市場のための施設を開設することを主たる目的としてこの法律に基いて設立されたものをいう。

2 この法律において「商品」とは、左に掲げるものをいう。

一 棉花

二 綿糸

- 三 綿布
- 四 乾繭
- 五 生糸
- 六 人造絹糸
- 七 ステープルファイバース糸
- 八 毛糸
- 九 ゴム
- 十 その他品質が比較的均等であつて大量の取引に適し、且つ、耐久性を有する物品のうち取引の状況を考慮して政令で定めるもの
- 3 この法律において「商品市場」とは、主として決済を将来において行ひ、且つ、この法律の規定に従つてされる商品の売買取引のために商品取引所が一種の商品ごとに開設する市場をいう。
- 4 この法律において「先物取引」とは、売買の当事者が商品取引所が定める基準及び方法に従ひ、将来の一定の時期において、当該売買の目的物となつてゐる商品及びその対価を現に授受するように制約される取引であつて、現に当該商品の転売又は買戻をしたときは、差金の授受によつて決済をすることが出来るものをいう。
- 5 この法律において「上場」とは、商品において売買取引の目的物とすることをいう。
- 6 この法律において「商品仲買人」とは、商品取引所の会員でこの法律により他人の委託を受けて商品市場において売買取引すること認められるものをいう。
- 第三條 商品取引所は、法人とする。

- 2 商品取引所は、会員組織とする。
- 3 商品取引所は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。
- （業務の制限）
- 第四條 商品取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務以外の業務を営んではならない。但し、主務大臣の承認を得た場合は、商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他その業務に附帯する業務を営むことができる。
- （住所）
- 第五條 商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- （名称）
- 第六條 商品取引所は、その名称中に「取引所」という文字を用いなければならない。
- 2 商品取引所及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基いて設立された証券取引所以外の者は、その商号（名称を含む。以下同じ。）中に取引所又はこれに類似する文字を用いてはならない。
- （市場の開設の制限）
- 第七條 商品取引所（以下「取引所」という。）は、先物取引をする商品市場のための施設を開設することができる。
- 2 取引所は、当該取引所の上場商品として第九條第五項に規定する商品取引所登録簿に登録されている商品を売買取引する市場以外の市場を開設してはならない。
- 3 取引所は、一種の商品について二以上の商品市場を開設してはならない。

- （商品市場類似施設の開設の禁止）
- 第八條 何人も、先物取引をする商品市場に類似する施設（証券取引所法第二條第十二項に規定する有価証券市場を除く。）を開設してはならない。
- 2 何人も、前項の施設において売買してはならない。
- 第二章 設立
- （設立要件）
- 第九條 取引所を設立するには、上場すべき商品一種ごとに十人以上の者が発起人とななければならない。
- 2 発起人は、この法律の施行地において一年以上を継続して、その設立しようとする取引所の開設する商品市場に上場すべき商品の売買、売買の媒介、生産又は加工（以下「売買等」という。）を業として営んでいる者でなければならない。
- 3 取引所は、その上場すべき商品一種ごとに二十人以上の会員がなければならない。
- 4 二種以上の上場商品の売買等を業として営んでいる者は第一項、前項、第九十八條第一項第五号又は第九十九條に規定する発起人又は会員の数の計算については、当該商品の一種ごとに一人とみなす。
- 5 発起人が取引所を設立しようとするときは、主務省に備える商品取引所登録簿に登録を受けなければならない。
- （定款記載事項）
- 第十條 発起人は、取引所の定款を

- 作成し、これに左の事項を記載して署名しなければならない。
- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地及び商品市場を開設する地
- 四 会員たる資格に関する事項
- 五 出資一口の金額並びにその拂込の時期及び方法
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 会員信託金、仲買保証金及び売買証拠金に関する事項
- 八 会員の経費の分担に関する事項
- 九 会員に対する制裁に関する事項
- 十 役員の数、任期及び選挙に関する事項
- 十一 会員総会（以下「総会」という。）に関する事項
- 十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程及び受託契約準則の拘束力に関する事項
- 十三 上場商品に関する事項
- 十四 事業年度
- 十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
- 十六 公告の方法
- 十七 取引所の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受けるべき報酬の額
- （加入申込証）
- 第十一條 取引所の会員になろうとする者は、加入申込証に住所及びその引き受けるべき出資口数並びにその者が商品市場において売買取引しようとする商品を記載し

- て、これに署名しなければならない。
- 2 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、左の事項を記載しなければならない。
- 一 定款に記載した事項
- 二 発起人の氏名又は商号及び住所
- 三 出資の拂込の方法、期限及び場所
- 四 一定の時期までに創立総会が終らなかつたときは、加入の申込を取り消すことができること。
- 3 取引所の成立後の加入申込証は、理事長が作り、左の事項を記載しなければならない。
- 一 登録を受けた年月日
- 二 定款に記載した事項
- 三 役員の名氏及び住所
- 四 出資の拂込の方法、期限及び場所
- （創立総会）
- 第十二條 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、出資の全額の拂込が終了した者の数が第九條第三項に定める数以上に達したときは、前條第二項第三号に定める出資の拂込の期限となつてゐる日又は第九條第三項に定める数に達した日のうちいずれか遅い日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。
- 2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。
- 3 創立総会においては、定款を修正することができる。但し、会員たる資格に関する事項について

は、この限りではない。

4 創立総会における議事は、会員にならうとする者（その出資の全額の拂込が終了した者に限る。以下第五項及び第六項において同じ。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 会員にならうとする者は、創立総会において、出資口数にかかわらず、各自一箇の議決権を有する。

6 設立当時の役員は、定款で定めるところにより、創立総会において、会員にならうとする者が選挙する。この場合において、会員にならうとする者は、出資口数にかかわらず、各自一箇の選挙権を有する。

7 第六十六條第六項本文及び第七十條並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九條第四項、第二百四十條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主總會の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主總會の決議の取消又は無効の訴）の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第十二條第四項」と読み替えるものとする。

（登録の申請）
第十三條 発起人は、第九條第五項の登録を受けようとするときは、創立総会終了後、遅滞なく、左に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならぬ。

一 取引所の名称

二 事務所

三 上場商品

四 商品市場の所在の場所

五 役員の名

六 会員の氏名若しくは商号及びその者が商品市場において売買取引する商品

2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約

二 役員の名簿、戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十條第一項に規定する証明書（以下「戸籍証明書」という。）及びその者が第二十四條第一項第一号から第六号までの規定に該当しないことを誓約する書面

三 会員の氏名若しくは商号並びに本店若しくは主たる事務所及び支店その他の従たる営業所若しくは事務所の名前及び所在の場所を記載した書面、その者が第二十四條第一項各号の一に該当しないことを誓約する書面並びに登録申請日前三十日以内の日の現在における第二十五條第一項の規定による会員の純資産額に関する調査

四 発起人が第九條第二項の規定に該当する者であることを誓約する書面

五 加入申込証

六 出資の拂込があつたことを証する書面

七 創立総会の議事録

（登録及びその通知）

第十四條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第十五條の規定により登録を拒否する場合を除く外、主務大臣は、登録申請書を受理した日から六十日を経過した日までに、商品取引登録簿に前條第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を登録しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否及び聴聞）

第十五條 主務大臣は、第十三條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 定款、業務規程若しくは受託契約規則の規定若しくは設立の手続が法令に違反していると認めるとき、又は定款、業務規程若しくは受託契約規則に規定する売買取引の方法若しくは管理、会員の資格、商品市場の所在の場所その他の事項が不適当であつて、商品市場における売買取引の公正を確保するため若しくは委託者を保護するため十分でないとき。

二 当該取引所がこの法律に適合するように組織されるものでないとき。

三 登録申請書又は第十三條第二項各号に掲げる書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があるとき、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

四 当該取引所の設立される地方における当該上場商品の取引高が当該上場商品の公正な相場を形成するには不十分であるため、又は既に設立されている取引所で当該商品を上場商品とするものの分布状況若しくは当該商品に係る統制の状況に照らし、当該取引所を設立することが適当でないとき。

要な事実の記載が欠けているとき。

四 当該取引所の設立される地方における当該上場商品の取引高が当該上場商品の公正な相場を形成するには不十分であるため、又は既に設立されている取引所で当該商品を上場商品とするものの分布状況若しくは当該商品に係る統制の状況に照らし、当該取引所を設立することが適当でないとき。

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ登録申請者にその旨を通知し、登録申請者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、その職員をして聴聞させなければならない。

3 前項の場合において、主務大臣は、聴聞される者が正当な理由がないのに聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで登録を拒否することができる。

4 主務大臣は、第二項の通知をする場合においては、聴聞の事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければならない。

5 第二項の聴聞は、すべて公開しなければならない。但し、聴聞される者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

6 主務大臣は、第二項の聴聞を行うため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

7 主務大臣は、第一項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、理由を示し、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（成立の時期）
第十六條 取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。
（理事長への事務引継）
第十七條 発起人は、第十四條第一項の登録があつたときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（商法の準用）
第十八條 商法第九十三條、第九十四條、第九十六條（発起人の責任）及び第九十七條（発起人に対する訴）の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十八條（設立の無効の訴）の規定は、取引所の設立について準用する。この場合において、商法第九十六條中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第九十七條中「資本十分の一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替えるものとする。

第三章 登録の変更、取消及びまづ消
（届出による登録の変更）
第十九條 取引所は、第十三條第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨

の意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

（成立の時期）
第十六條 取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。
（理事長への事務引継）
第十七條 発起人は、第十四條第一項の登録があつたときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（商法の準用）
第十八條 商法第九十三條、第九十四條、第九十六條（発起人の責任）及び第九十七條（発起人に対する訴）の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十八條（設立の無効の訴）の規定は、取引所の設立について準用する。この場合において、商法第九十六條中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第九十七條中「資本十分の一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替えるものとする。

第三章 登録の変更、取消及びまづ消
（届出による登録の変更）
第十九條 取引所は、第十三條第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨

の意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

（成立の時期）
第十六條 取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。
（理事長への事務引継）
第十七條 発起人は、第十四條第一項の登録があつたときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び左に掲げる書類を添付しなければならない。但し、その変更が第十三条第一項第二号に係るものであるときは、この限りでない。

一 変更の届出が新たに会員となつたものに係るものであるときは、その者の氏名又は商号並びに本店若しくは主たる事務所及び支店その他の営業所若しくは事務所の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が第二十四條第一項各号の一に該当しないことを誓約する書面及び会員となつた日の現在における第二十五條第一項の規定による調査書類に関する調査

二 変更の届出が会員の商品市場において売買取引する商品の追加に係るものであるときは、変更の届出日前三十日以内の日の現在における第二十五條第一項の規定による調査書類に関する調査

三 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本若しくは戸籍証明書及びその者が第二十四條第一項第一号から第六号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3 第十四條並びに第十五條第一項第三号及び第二項から第七項までの規定は、第一項の規定による登録の変更の届出について準用する。この場合において、第十四條

第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「変更届出書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請者」とあるのは「変更届出者」と、第十五條第一項第三号中「第十三條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第十九條第二項の規定による添付書類」と、同條第二項中登録申請者にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「変更届出者」にその旨を通知し、変更届出者の役員」と読み替へるものとする。

(申請による登録の変更)
第二十条 取引所は、第十三條第一項第三号及び第十四條に掲げる事項について変更しようとするときは、その旨を記載した登録変更申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録変更申請書には左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の申請が上場商品の追加に係るときは、新たに上場しようとする商品一種ごとについて、当該商品の商品市場において売買取引する資格を有する役員及び当該会員にならうとし、その引き受けた出資の全額の拂込を終了した者の合計数が二十人以上あることを証する書面

二 変更の申請が上場商品の一部の上場廃止に係るときは、その廃止の理由を記載した書面

三 変更の申請が商品市場の所在の場所の変更に係るときは、その変更の理由を記載した書面
第十四條及び第十五條の規定

は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第十四條第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「登録変更申請書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請者」とあるのは「登録変更申請者」と、第十五條第一項第三号中「第十三條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十條第二項各号に掲げる書類」と、同條第四号中「当該取引所を設立すること」とあるのは「当該上場商品を追加すること」と、同條第二項中「登録申請者」とあるのは「登録変更申請者」とあるのは「登録変更申請者」にその旨を通知し、登録変更申請者の役員」と読み替へるものとする。

(登録の取消等)
第二十一条 主務大臣は、第二百一十一條第一項第一号の規定により取引所の登録を取り消す場合を除くの外、左の各号の一に該当するときは、取引所の登録を取り消し、又は登録に係る事項の一部の変更を命ずることができる。

一 取引所が正当な理由がないのに商品市場を開張することができなくなつた日から三月以内に上場商品の全部若しくは一部について商品市場を開張しないとき、又は引き継ぎ三月以上上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止したとき。

二 第十三條第一項の登録申請書、第十九條第一項の変更届出書若しくは前條第一項の登録変更申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したとき。

2 第十五條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該取引所にその旨を通知し、当該取引所の役員」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所」と読み替へるものとする。

(登録のまつ消)
第二十二条 主務大臣は、前條若しくは第二百一十一條第一項第一号の規定により取引所の登録を取り消したとき、又は第九十八條第二項の規定による届出があつたときは、商品取引所登録簿につき、当該取引所に関する登録をまつ消しなければならない。

第四章 会員
(会員の資格)
第二十三条 取引所の会員たる資格を有する者は、当該取引所の上場商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。以下第二項において同じ。)の売買等(証券業者がやる売買等を含む。以下第二項において同じ。)を業として営んでゐる者に限る。

2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から三月を経過する日までに、被相続人が商品市場において売買取引してゐた上場商品の売買等を業として営むこととなつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。

3 前項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人全員の同意をもつて選定された一人の相続人に対してのみ、前項の規定を適用する。

(欠格条件)
第二十四条 左の各号の一に該当する者は、会員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの。
二 禁錮以上の刑又はこの法律若しくは証券取引法第五章(第百一十一條及び第百十八條を除く。)第百八十七條第一項若しくは第百九十一條の規定に係る罰則の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者。

三 第五十二條第一項若しくは第二項又は第百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消され、又は第百二十二條の規定による除名を命ぜられ、その処分の日から五年を経過するまでの者。
四 法人である商品仲買人が第五十二條第一項若しくは第二項又は第百二十三條の規定により登録を取り消され、又は法人である会員が第百二十二條の規定に

よる除名を命ぜられた場合において、当該処分があつた日前三十日以内の当該法人を代表する役員であつた者で当該法人がその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの。

五 第二百二十二條若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條第一項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの。

六 第四百四十條第一項又は証券取引法第八十七條第一項の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者。

七 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの。

八 法人でその役員のうち第一号から第六号までの一に該当するもののあるもの。

2 合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、前項第二号、第三号及び第六号の規定の適用については、当該合併に因り消滅した法人と同一の法人とみなす。

(資産上の要件)

第二十五條 取引所は、その定款をもつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する会員の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情を考慮して商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。

2 会員が二種以上の商品の商品市

場において売買取引する場合においては、それぞれの商品についての前項の純資産額の最低額のうち最も多い額のものをもその会員の純資産額の最低額とする。

3 会員の純資産額が前二項の規定による最低額を下ることとなつたときは、取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 前項の場合において、当該会員が商品市場における売買取引の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、取引所は、遅滞なく、前項の規定による売買取引の停止を解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 二種以上の商品の商品市場において売買取引する会員で第三項の規定により売買取引を停止されたものの純資産額が第二項の規定による最低額には満たないが、停止前にその売買取引をしていた商品のいづれかについての第一項の規定による最低額以上である場合において、当該会員が前項に規定する期間内に当該最低額に係る商品のみを商品市場において売買取引することを取引所に申し出たときは、取引所は、遅滞なく、第三項の規定による売買取引の停止を当該商品について解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

6 第三項の場合において、会員の

純資産額が第四項に規定する期間内に第一項の規定による最低額以上に回復しないとき、又は第四項に規定する期間内に第二項の規定による最低額以上に回復せず、且つ、会員が前項の規定による申出をしないときは、取引所は、遅滞なく、当該会員を除名しなければならない。

7 取引所は、第三項の規定によりその売買取引を停止したとき、又は前項の規定により会員を除名したときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

8 第一項の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

(出資)

第二十六條 会員は、出資一口以上を持たなければならない。

2 出資は、金銭以外の財産であることができない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 会員は出資口数にかかわらず、總會において各自一箇の議決権を有する。

5 取引所の債務に対する会員の責任は、第二十七條の規定による経費の負担及び第三十六條第三項の規定による損失額の負担の外、その出資額を限度とする。

6 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて取引所に対抗することができない。

(経費の賦課)

第二十七條 取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 前條第六項の規定は、前項の経費の拂込について準用する。

(加入)

第二十八條 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の拂込が終了したものは、その取引所成立の時に会員となる。

2 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者で取引所成立の時に前項に規定する拂込の終了しない者については、取引所成立の時に加入の申込を取り消したものとみなす。

3 成立後の取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の拂込及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受及び取引所が加入金を徴収することを定めだ場合にはその支拂を終了した時に会員となる。

4 取引所は、会員たる資格を有する者が、取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んでならない。

(持分の譲渡)

第二十九條 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加

入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の承継)

第三十條 会員が死亡し、又は合併に因り解散した場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人（以下本條において「相続人等」という。）が会員であるときは、その者は、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を取引所に通知しなければならない。

2 前項の場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき取引所の承諾を得て、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができ

3 前項の場合において、相続人等が、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡又は解散の時において会員になつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の場合において、相続人又は受遺者が数人あるときは、その相続人又は受遺者全員の同意をもつて選定された一人の相続人又は受遺者に対してのみ、第一項又は第二項の規定を適用する。

(持分の共有禁止)

第三十一條 会員は、持分を共有す

ることができない。

(任意脱退)

第三十二條 会員は、六十日前までに予告して、取引所を脱退することができ。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえることができない。

(当然脱退)

第三十三條 会員は、前條及び第三十五條第一項に規定する場合の外、左の事由に因つて脱退する。

一 会員たる資格の喪失
二 その者が売買取引する商品市場のすべてが第九十九條の規定により閉鎖されたこと。

三 持分全部の譲渡
四 死亡又は解散
五 除名

(除名)

第三十四條 会員の除名は、第二十五條第六項の規定によつてする場合及び第九十二條の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十八條第一項に定める総会の決議によつてするものとする。

2 前項の場合においては、取引所は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。
3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもちてその者に対抗することができない。

(持分の差押に因る脱退)

第三十五條 会員の持分を差押えた債権者は、その会員を脱退させることができる。但し、取引所及び会員に対し六十日前までに予告しなければならない。

2 商法第九十條(持分差押の効力)及び第九十一條第二項(予告の失効)の規定は、前項の場合について準用する。

(持分の拂戻)

第三十六條 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の拂戻を受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当り、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の拂戻を請求することができる。

4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効に因つて消滅する。

5 脱退した会員が取引所に対する債務を完済するまでは、取引所は、持分の拂戻を停止することができる。

(脱退前にした売買取引の決済の結了)

第三十七條 会員が脱退した場合において、その会員が商品市場における売買取引の決済を終了してないときは、取引所は、定款で定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員(当該

該商品市場において売買取引することができるとする。以下本條において同じ)をして当該売買取引の決済を終了させなければならない。

2 前項の場合においては、本人又はその一般承継人(会員たるものを除く)は、当該売買取引の決済を終了する目的の範囲内において、会員とみなす。

3 第一項の規定により取引所が他の会員をして当該売買取引の決済を終了させるときは、本人又はその一般承継人と当該会員との間には委任契約が成立しているものとみなす。

4 第一項の規定により取引所が本人の一般承継人又は他の会員をして当該売買取引の決済を終了させる場合において、当該売買取引が委託に係るものであるときは、当該一般承継人又は当該会員と当該売買取引の委託者との間についても、また前項と同様とする。

(会員信託金)
第三十八條 会員は、定款で定めるところにより、取引所に対し、当該会員が商品市場において売買取引する商品ごとに会員信託金を預託しなければならない。

2 会員は、前項の会員信託金を預託した後でなければ、商品市場において売買取引をしてはならない。

3 会員信託金は、有価証券(国債証券、地方債証券又は証券取引所の開設する市場において売買取引されてる社債券若しくは株券のうち取引所が主務大臣の承認を受けた指定するものをいう)をもつて、これに充てることができる。
4 前項の有価証券の応用価格は、時価を参し、或して政令で定めるところにより算出した価格をこえてはならない。
5 商品仲買人に対しては商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債権に關し、当該商品市場において売買取引する商品についての当該商品仲買人の会員信託金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。
6 前項の優先弁済を受ける権利が互に競合するときは、会員でない委託者の有する権利は、会員たる委託者の有する権利に対し優先する。

(帳簿の区分経理及び保存)

第三十九條 会員は、主務省令で定めるところにより、商品市場における売買取引と商品市場外における売買とを帳簿上区分して経理し、且つ、帳簿その他業務に關する書類を保存しておくなければならない。

(制裁規程)

第四十條 取引所は、その定款において、会員が、この法律、この法律に基く命令、これらの法令に基いてする主務大臣の処分若しくは当該取引所の定款、業務規程、受託契約その他の規則又は政令で取引の信義則に違反するものと指定する行為をした場合において、取引所の健全な運営を確保し、又は会員及び商品市場における売買取引の委託者の利益を確保

するため必要があると認めるときは、当該会員に対し、十万円以下の過怠金を科し、若しくはその者の商品市場における売買取引の停止若しくは制限を命じ、又は当該会員を除名する旨を定めなければならない。

第五章 商品仲買人

(商品仲買人の要件)

第四十一條 商品市場において売買取引をすることができるとする商品仲買人は、当該商品市場において売買取引をすることができるとする商品仲買人登録簿に登録を受けたものに限る。

(資産上の要件)

第四十二條 取引所は、その定款をもつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する商品仲買人の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情及び委託者の保護を考慮して商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。

2 商品仲買人が二種以上の商品商品市場において売買取引する場合においては、それぞれの商品についての前項の純資産額の最低額のうち最も多い額のものをその商品仲買人の純資産額の最低額とする。

3 商品仲買人の純資産額が前二項の規定による最低額を下ることとなつたときは、主務大臣は、理由を示し、遅滞なく、当該商品仲買人に商品市場における売買取引の受託の停止を命じ、且つ、その旨

をその者の所屬する取引所に通知しなければならぬ。

4 前項の場合において、当該商品仲買人が受託の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、主務大臣は、前項の規定による受託の停止を解除しなければならぬ。

5 二種以上の商品について委託を受けて商品市場において売買取引する商品仲買人で第三項の規定により売買取引の受託を停止されたものの純資産額が第二項の規定による最低額に満たないが、停止前にその売買取引していた商品のいずれかについて第一項の規定による最低額以上である場合において、当該商品仲買人が前項に規定する期間内に当該最低額に係る商品のみを委託を受けて商品市場において売買取引することについて、の届出書を主務大臣に提出したときは、主務大臣は、第三項の規定による売買取引の受託の停止を当該商品について解除しなければならぬ。

6 第三項の場合において、商品仲買人の純資産額が第四項に規定する期間内に第一項の規定による最低額以上に回復しないとき、又は第四項に規定する期間内に第二項の規定による最低額以上に回復せず、且つ、商品仲買人が前項の規定による届出をしないときは、主務大臣は、当該商品仲買人の登録を取り消さなければならぬ。

7 第五項の場合において、第三項

の規定による売買取引の受託の停止を解除されない商品について、主務大臣は、第四項に規定する期間経過後なるべくすみやかに当該商品仲買人に關する登録事項中当該商品に係る部分をまつ消し

なければならぬ。

8 主務大臣は、第四項若しくは第五項の規定により受託の停止を解除したとき、第六項の規定により登録を取り消したとき、又は前項の規定により登録事項をまつ消したときは、理由を示し、遅滞なく、その旨を本人及びその者の所屬する取引所に通知しなければならぬ。

9 第十五條第二項から第六項までの規定は、第三項から第七項までの規定により主務大臣が受託の停止を命じ、若しくは解除し、又は登録事項をまつ消する場合について、第二十五條第八項の規定は、第一項の純資産額の計算について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人にその旨を通知し、当該商品仲買人（法人である場合には、その役員）」と読み替へるものとする。

(商品仲買人の特権)
第四十三條 商品仲買人以外の者は、商品市場における売買取引の委託を受けることができない。
(登録の申請)
第四十四條 商品仲買人になろうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書をその者が商品仲買人として売買取引しようとする

商品市場を開設する取引所ごとに作成し、その者の所屬する当該取引所を経由して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 商号
二 本店又は主たる事務所及び商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所若しくは事務所の名称及び所在の場所
三 その者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品及び当該商品市場を開設する取引所の名称
四 法人であるときは、その資本金額（出資総額若しくは株金総額）又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。及び役員の名五 個人であるときは、その者の氏名

2 前項の場合において、当該取引所は、登録申請者が前項第三号の商品を商品市場において売買取引することができるとするときは、主務大臣に送付しなければならぬ。

3 第一項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人であるときは、定款、当該法人の登記簿の謄本、役員、監事及び戸籍謄本若しくは戸籍証明書並びに当該法人が第二十四條第一項第一号から第六号まで及び第八号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに第四十二條第一項

に規定する純資産額に關する調査書

二 個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人以下本号において同じ。）の履歴書及び戸籍謄本若しくは戸籍証明書、その者が第二十四條第一項第一号から第六号までの規定に該当しないことを誓約する書面並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に關する調査書、前項各号の純資産額に關する調査書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

4 (登録及びその通知)
第四十五條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第四十八條の規定により登録を拒否する場合を除く外、主務大臣は、登録申請書を受理した日から六十日を経過した日までに、商品仲買人登録簿に前條第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を登録しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録申請者及びその者の所屬する取引所に通知しなければならない。

(登録手数料及び仲買保証金)
第四十六條 前條第二項の通知を受けた登録申請者は、通知を受けた日から三十日以内に、政令で定めるところにより、登録手数料として三千円を納付しなければならない。

2 登録申請者は、前項の登録手数料を納付し、且つ、第四十七條第一項の仲買保証金を預託した後でなければ、商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

(仲買保証金)
第四十七條 商品仲買人は、第四十五條第二項の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、取引所に對し、第四十五條第一項の規定による登録がしてある商品ごとに、並びに本店若しくは主たる事務所及び同項の規定による登録がしてある支店その他の従たる営業所若しくは事務所ごとに、第二項の規定により取引所の定款で定める仲買保証金を預託しなければならない。

2 前項及び第五十條第一項に規定する仲買保証金の額は、商品ごとに、当該商品仲買人の本店又は主たる事務所については三十万円、前項に規定する支店その他の従たる営業所又は事務所については一箇所につき五万円を下らない範囲内で取引所が定款で定める。

3 商品仲買人に対して商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債權に關し、当該商品仲買人の当該商品市場において売買取引する商品についての仲買保証金について、他の債權者に先だつて弁済を受ける權利を有する。

4 第三十八條第三項、第四項及び第六項の規定は、仲買保証金について準用する。
(登録の拒否)
第四十八條 主務大臣は、商品仲買人の登録を申請した者が左の各号

の一に該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならぬ。

一 第二十四條第一項各号の一に該当するとき。

二 純資産額が第四十二條第一項の規定により取引所の定める項に満たないとき。

三 他の会員が現に使用する商号又は他の会員の営業若しくは事業と誤認される虞のある商号を当該会員の許諾を得ないで使用しようとするとき。

四 登録申請者が提出した登録申請書又は第四十四條第三項各号に掲げる書類の記載事項のうち、重要な事項についての虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

2 第十五條第二項から第六項まで及び第四十五條第二項の規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者又は」があるのは「登録申請者（法人である場合には、その役員）又は」と読み替えるものとする。

(登録の変更)
第四十九條 商品仲買人は、第四十四條第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨の変更届出書をその者の所屬する取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面並びに変更の届出が新たに就任した役員に係るもの

であるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本若しくは戸籍証明書及びその者が第二十四條第一項第一号から第六号までの規定に該当しないことを誓約する書面を添附しなければならない。但し、その変更が第四十四條第一項第二号に係るものであるときは、この限りでない。

3 商品仲買人は、第四十四條第一項第三号に掲げる事項について変更しようとするときは、その者の所屬する取引所を経由して、主務大臣に登録変更申請書を提出しなければならない。

4 第十五條第二項から第六項まで、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條第一項及び前條第一項並びに同條第二項中第四十五條第二項の適用に関する部分の規定は、第一項の規定による変更の届出及び前項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、第十五條第二項、第四十四條第二項、第四十五條第二項及び前條第一項第四号中「登録申請者」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者」と、第十五條第三項中「登録申請者」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者（法人である場合には、その役員）」と、第四十五條第一項及び前條第一項第四号中「登録申請書」とあるのは「変更届出書又は登録変更申請書」と、第四十五條第二項中「前項の規定による登録」とある

のは「第四十九條第四項において準用する前項又は第四十八條第一項の規定による登録の変更又は登録変更の拒否」と、前條第一項中「商品仲買人の登録を申請したもの」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者」と読み替えるものとする。

(新営業所についての仲買保証金)
第五十條 商品仲買人は、新たに商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所又は事務所を設置する場合において、主務大臣からこれに関する登録変更をした旨の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、当該営業所又は事務所についての仲買保証金を取引所に対し、預託しなければならない。

2 商品仲買人は、前項の仲買保証金を預託した後でなければ、当該支店その他の従たる営業所又は事務所において、商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

(届出事項)
第五十一條 商品仲買人は、第四十二條第五項及び第四十九條第二項の規定により届け出る場合の外、左の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第二十四條第一項第一号、第二号、第六号から第八号まで若しくは第四十八條第一項第二号の一に該当することとなつたとき、又は登録当時第二十四條第一項各号若しくは第四十八條第一

項第二号の一に該当していたことが判明したとき。

二 死亡又は解散以外の事由に因り取引所を脱退したとき。

三 商品市場における売買取引の受託業務を廃止したとき。

四 商品市場における売買取引の受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

2 商品仲買人が左の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併に因り解散した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 法人が破産に因り解散し、又は個人が破産した場合においては、その破産管理人

三 法人が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

四 個人が死亡した場合においては、その相続人

(登録の取消)
第五十二條 主務大臣は、第四十二條第六項の規定により商品仲買人の登録を取り消す場合を除くの外、商品仲買人が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第二十四條第一項第一号、第二号若しくは第六号から第八号までの一に該当することとなつたとき、又は登録当時第二十四條第一項各号の一に該当していたことが判明したとき。

第一項の規定による登録を受けていたとき。

2 主務大臣は、第二百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消す場合を除くの外、商品仲買人が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十六條第一項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。

二 商品仲買人が正当な理由がないのに受託業務を開始することができなくなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。

3 第十五條第二項から第六項まで及び第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人（法人である場合には、その役員）」と、第四十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人」と読み替えるものとする。

(登録のまつ消)
第五十三條 主務大臣は、左の各号に掲げる場合においては、商品仲買人登録簿につき、当該商品仲買人に係る登録をまつ消しなければならない。

一 第四十二條第六項、前條第一項若しくは第二項又は第二百二十三條の規定により商品仲買人の

登録を取り消したとき、

二 第五十一條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二項の規定による届出があつたとき、

三 主務大臣が第五十一條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二項各号に掲げる場合に該当するものと認めて商品仲買人又は同條第二項各号に掲げる者に通知して、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のため証人を提出する機会を與えるためその職員をして聴聞させた後、その事実を確保したとき、

2 前項の規定による登録のまつ、消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において、主務大臣が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該商品仲買人に通知したときは、その期間を経過するまでは、しないことができる。

一 前項第二号に掲げる場合において、主務大臣が当該届出を受理した日

二 前項第三号に掲げる場合において、主務大臣が当該事実を確証した日

3

第十五條第三項から第六項までの規定は、第一項第三号の規定により聴聞をする場合について、第四十五條第二項の規定は、第一項第二号及び第三号に規定する事由に因り登録をまつ消した場合について準用する。この場合において、第四十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人」と読み替へるものとする。

(帳簿の区分経理)

第五十四條 商品仲買人は、第三十九條の規定により帳簿上区分整理する場合において、商品市場における売買取引につき、主務省令で定めるところにより、自己の計算による売買取引と委託者の計算による売買取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第六章 機関

(役員)
第五十五條 取引所に、左の役員を置く。

理事長 一人
理事 二人以上
監事 二人以上

(役員職務権限)
第五十六條 理事長は、取引所を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、取引所を代表し、理事長を補佐して取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、取引所の事務を監査する。

(役員欠格条件)
第五十七條 第二十四條第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員になることができない。

(役員選挙)
第五十八條 役員(設立当時の役員を除く)は、定款で定めるところにより、総会において、会員が選挙する。

2 前項の場合において、会員は、出資口数にかかわらず、各目一箇の選挙権を有する。

(役員任期)
第五十九條 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえることができない。

(仮理事又は仮監事)
第六十條 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がいない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(役員解任の請求)
第六十一條 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、会員総数の二分の一以上の出席する総会において、出席会員の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは業務規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を総会の議に附し、且つ、総

会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

(役員兼職禁止)
第六十二條 役員は、他の取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつていない取引所の役員となつていない取引所の使用人又は理事若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)
第六十三條 取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が取引所を代表する。取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備置及び閲覧)
第六十四條 理事長は、定款、業務規程及び総会の議事録を取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は商号及び住所
二 加入年月日
三 出資口数、出資金額及びその拂込年月日
四 商品市場において売買取引する商品
五 商品仲買人であるときは、その旨、登録年月日及びその者が委託を受けて商品市場における

売買取引をすることが出来る商品

3 会員及び取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し第一項の書類の閲覧を要求することができる。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)
第六十五條 商法第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の連帯責任)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の免除)の規定は、理事長、理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百六十條から第二百六十二條まで(取締役の業務の執行及び会社の代表)、第二百六十七條、第二百六十八條(取締役に対する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事長及び理事について、同法第二百七十四條、第二百七十五條(報告の徴収及び書類の調査等)、第二百七十八條(取締役と監査役の連帯責任)及び第二百七十九條(監査役に対する訴)の規定は、監事について準用する。この場合において、商法第二百六十八條及び第二百七十九條中「資本十分の一以上三当り株式有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

(総会の招集)
第六十六條 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回

売買取引をすることが出来る商品

3 会員及び取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し第一項の書類の閲覧を要求することが出来る。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)
第六十五條 商法第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の連帯責任)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の免除)の規定は、理事長、理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百六十條から第二百六十二條まで(取締役の業務の執行及び会社の代表)、第二百六十七條、第二百六十八條(取締役に対する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事長及び理事について、同法第二百七十四條、第二百七十五條(報告の徴収及び書類の調査等)、第二百七十八條(取締役と監査役の連帯責任)及び第二百七十九條(監査役に対する訴)の規定は、監事について準用する。この場合において、商法第二百六十八條及び第二百七十九條中「資本十分の一以上三当り株式有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

(総会の招集)
第六十六條 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回

売買取引をすることが出来る商品

3 会員及び取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し第一項の書類の閲覧を要求することが出来る。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)
第六十五條 商法第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の連帯責任)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の免除)の規定は、理事長、理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百六十條から第二百六十二條まで(取締役の業務の執行及び会社の代表)、第二百六十七條、第二百六十八條(取締役に対する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事長及び理事について、同法第二百七十四條、第二百七十五條(報告の徴収及び書類の調査等)、第二百七十八條(取締役と監査役の連帯責任)及び第二百七十九條(監査役に対する訴)の規定は、監事について準用する。この場合において、商法第二百六十八條及び第二百七十九條中「資本十分の一以上三当り株式有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

(総会の招集)
第六十六條 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回

売買取引をすることが出来る商品

3 会員及び取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し第一項の書類の閲覧を要求することが出来る。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)
第六十五條 商法第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の連帯責任)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の免除)の規定は、理事長、理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百六十條から第二百六十二條まで(取締役の業務の執行及び会社の代表)、第二百六十七條、第二百六十八條(取締役に対する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事長及び理事について、同法第二百七十四條、第二百七十五條(報告の徴収及び書類の調査等)、第二百七十八條(取締役と監査役の連帯責任)及び第二百七十九條(監査役に対する訴)の規定は、監事について準用する。この場合において、商法第二百六十八條及び第二百七十九條中「資本十分の一以上三当り株式有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

は第三十八條第一項中「前条

通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 会員が総会員の五分の一以上の者の連署をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 理事長の職務を行う者がなく、又は前項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。

5 前項の場合において、監事の職務を行う者がなく、又は監事が正当な理由がないのに前項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、総会を招集することができる。

6 総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、その通知をしなければならない。但し、第二項から前項までに規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。

7 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

(総会の決議事項)
第六十七條 この法律に特別の定めがあるものの外、左の事項は、総会

の決議を経なければならない。

一 財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認
二 経費の賦課及び徴収の方法
三 その他定款で定める事項(第二十五條第六項の規定による会員の除名及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く。)

(総会の特別決議事項)
第六十八條 左の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

一 定款の変更
二 解散
三 会員の除名(第二十五條第六項の規定によつてする場合及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く。)

2 取引所は、その定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(総会の議事)
第六十九條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、会員として総会の決議に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第六十六條第六項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。但し、定款で別段の

定をしたときは、この限りでない。

(議決権の代理行使)
第七十條 会員は、定款で定めるところにより、代理人をもつて議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、総会に出席したものとみなす。

3 第一項の代理人は、会員でなければならない。

4 第一項の代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならない。

(商法の準用)
第七十一條 商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十五條(第一項第一号から第三号までを除く。)(取締役又は監査役の責任の免除の特別決議)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株式総会の決議の取消又は無効の訴)の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、商法第二百四十五條第二項において準用する第二百六十八條及び第二百七十九條中「資本十分の一以上二当ル株式ヲ有スル株式」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

第七章 計算
(会員信託金等の運用方法)
第七十二條 取引所は、左の方法に

よるの外、会員信託金又は仲買保証金として預託を受けたものを運用することができる。

一 国債証券又は地方債証券の買入
二 銀行への預け金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託

2 取引所は、前項第三号の金銭信託をしようとするときは、当該取引所を元本及び利益の受益者とするとして当該信託会社又は信託業務を営む銀行と契約しなければならない。

(損失、てん補準備金)
第七十三條 取引所は、定款で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の百分の十以上を損失、てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剰余金の配当禁止)
第七十四條 取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

(決算関係書類の提出)
第七十五條 理事長は、通常総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案若しくは損失処理案を監事に提出しなければならない。

(商法の準用)
第七十六條 商法第二百八十二條から第二百八十五條まで(会社の計算)の規定は、取引所の計算において準用する。この場合において、商法第二百八十二條第一項又

は第二百八十三條第一項中「前條に掲ぐる書類」又は「第二百八十一條二掲ぐる書類」とあるのは「商品取引所法第七十五條に規定する書類」と読み替へるものとする。

第八章 商品市場における売買取引
(取引資格)
第七十七條 商品市場における売買取引は、その市場を開設する取引所の会員であつて、第十四條第一項の規定により当該商品市場に上場する商品を売買取引する旨の登録があつたものであるものでなければならない。

(業務規程)
第七十八條 取引所は、その業務規程において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 売買取引の種類及び期限
二 立会の開閉
三 立会の禁止
四 売買取引の締結の方法
五 受渡その他の決済の方法
六 前各号に掲げる事項の外、売買取引に関し必要な事項

2 取引所は、その業務規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(売買証拠金)
第七十九條 取引所は、定款で定めるところにより、会員をして、商品市場における売買取引について、売買証拠金を預託させることができる。

2 前項の売買証拠金は、定款で定めるところにより、第三十八條第三項に規定する有価証券又は当該

商品市場における上場商品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。

3 第三十八條第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について準用する。

(商品の格付)
第八十條 上場商品の格付の方法、格付表その他格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

2 前項の場合において、商品市場における売買取引のために、当該商品の等級について定められた固定規格があるときは、取引所は、これに従わなければならない。

3 会員は、取引所が業務規程で定めるところにより行う格付に従わなければならない。

4 取引所は格付人を選任する必要がある場合においては、当該取引所の会員以外の者のうちから選任しなければならない。

5 前項の格付人は、取引所の使用人としなければならない。

(売買取引の決済)
第八十一條 商品市場における売買取引の決済は、業務規程の定めるところにより、取引所を経由しなければならない。

2 前項の決済に関する事務は、取引所自ら行わなければならない。

(売買取引の決済の繰延の禁止)
第八十二條 商品市場における売買取引は、取引所の格付の遅延その他、取引所につき生じた事由による場合を除くの外、その履行期を繰り延べて決済してはならない。

(立会の臨時の開閉等の届出)
第八十三條 取引所は、その成立後

最初に立会を行ったとき、及び臨時に立会を開閉し、又は停止し、若しくはその停止を解除したときには、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(債務不履行に因る損害賠償)
第八十四條 会員は、商品市場における売買取引に基く債務の不履行に因る債権に關し、当該売買取引の相手方たる会員の当該商品市場において売買取引する商品についての会員信託金及び仲買保証金並びに当該商品市場における売買取引についての売買証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 第三十八條第五項及び第四十七條第三項の規定による商品市場における売買取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず同項の会員信託金及び仲買保証金についての会員の権利に對して優先する。

(総売買取引高等の揭示及び公表)
第八十五條 取引所は、その開設する商品市場における毎日の総売買、取引高及び売買取引の成立価格をその日に当該商品市場に掲示しなければならない。

2 取引所は、その開設する商品市場における毎日の最高、最低及び最終価格を表示する相場表をその日に公表しなければならない。

(相場及び売買取引高報告書の提出)
第八十六條 取引所は、主務省令で定めるところにより、当該取引所の開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び売買取引高報告書を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。

(取引停止の場合における売買取引の決済の結了)
第八十七條 第三十七條の規定は、会員の商品市場における売買取引がこの法律又は取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

(仮装売買、なれ合売買等の禁止)
第八十八條 何人も、左に掲げる行為をしてはならない。

一 商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。

二 仮装の売買取引をし、又は偽つて自己の名を用ひないで売買取引をすること。

三 自己のする売付と同時に、それと同価格において、他人が当該商品を買ひ付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付をすること。

四 自己のする買付と同時に、それと同価格において、他人が当該商品を買ひ付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付をすること。

五 単独で又は他人と共同して、当該商品の売買取引が繁盛であると誤解させるべき一連の売買取引又は当該商品の相場を変動させるべき一連の売買取引をすること。

六 前各号に掲げる行為の委託又は受託をすること。

七 商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて変動すべき旨を流布すること。

八 商品市場における商品の売買取引をするにつき、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(仮装売買等をした者の損害賠償責任)
第八十九條 前條の規定に違反した者は、当該違反行為に因り形成された価格により商品市場における当該商品の売買取引又はその委託をした者が当該売買取引又は委託につき受けた損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前條の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間行わないときは、時効に因つて消滅する。

(会員の取引の制限)
第九十條 主務大臣は、商品市場において、買占、売くずしその他の方法により過当な数量の取引が行われ、又は不当な価格が形成されていると認める場合において、商品市場における秩序を維持し、且つ、公益を保護するため必要があると認めるときは、会員に對し、商品市場における売買取引又はその受託を制限することができる。

第九章 商品市場における売買取引の受託
(受託の取扱場所)
第九十一條 商品仲買人は、第四十五條第一項の規定による登録がしてあるその営業所又は事務所以外の場所、商品市場における売買取引の委託を受け、又は自己(法人である場合には、その役員)以外

の者に委託を勧誘させてはならない。

2 商品仲買人は、前項の営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。

(受託者が占有する商品等の処分の制限)
第九十二條 商品仲買人は、委託者から預託を受けて、又はその者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意を得ないで、担保に供し、貸し付け、その他委託の趣旨に反して処分してはならない。

(委託の媒介等の制限)
第九十三條 商品市場における売買取引の委託の媒介、取次及び代理は、商品仲買人でなければならない。

(行行為の禁止)
第九十四條 商品市場における売買取引の委託を受けた商品仲買人又は商品仲買人に対する商品市場における売買取引の委託を媒介し、取次し、若しくは代理することを引き受けた商品仲買人は、商品市場において、売付若しくは買付をせず、又は商品仲買人に對しその媒介、取次若しくは代理をしない

で、自己がその相手方となつて、売買を成立させてはならない。

(売買成立の通知)
第九十五條 商品仲買人は、委託を受けた商品市場における売買取引が成立したときは、遅滞なく書面をもつて、成立した価格及び数量並びに成立の日を委託者に通知しなければならない。

(受託契約準則への準拠)
第九十六條 商品仲買人は、商品市場における売買取引の受託について、その所属する取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 取引所は、その受託契約準則において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。
一 売買取引の受託の条件
二 受託その他の決済の方法
三 前各号に掲げる事項の外、売買取引の受託に必要事項を要する事項は、その受託契約準則を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 取引所は、その受託契約準則を要する事項は、その受託契約準則を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(委託手数料及び委託証換金)
第九十七條 商品仲買人は、商品市場における売買取引の受託をするときは、委託者から委託手数料を徴し、及び担保として委託証換金を徴しなければならない。

2 主務大臣は、取引の公正を確保し、及び委託者又は受託者を保護するため必要があると認めるときは、商品の種類別にその価格及び数量を基準として、主務省令で前項の委託手数料又は委託証換金の料率を定めることができる。

第十章 解散及び清算
(解散)
第九十八條 取引所は、左の事由に因つて解散する。
一 定款で定めた存立時期の満了
二 又解散事由の発生
三 総会の決議
四 取引所の登録の取消

五 会員の数がすべての上場商品について十人以下となつたこと。

2 取引所は、前項第一号から第三号まで又は第五号の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(一部の商品市場の閉鎖)
第九十九條 取引所は、その開設する商品市場において売買取引する会員の数が十人以下となつたときは、前條第一項第五号の規定により解散する場合を除く外、当該商品市場における売買取引を停止し、第二十條第一項の規定による登録の変更の申請をしなければならない。

(清算人)
第一百條 取引所が解散したときは、破産の場合を除いては、理事長及び理事がその清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

2 主務大臣は、第九十八條第一項第四号の規定により取引所が解散したとき、又は清算人の職を行う者がいないときは、清算人を選任する。

(商法の準用)
第一百一條 商法第六十六條、第二百一十四條、第二百二十五條、第二百二十八條、第二百二十九條第二項及び第三項(合名会社の清算関係)、第四百十八條から第四百二十五條まで、第四百二十六條第一項並びに第四百二十七條(株式会社の清算関係)の規定は、取引所の清算について準用する。

2 第六十二條から第六十四條まで、第六十六條及び第七十五條並びに商法第二百四十四條第二項(清算業務執行義務者)、第二百四十五條第一項第四項(取締役の責任の免除に関する部分に限る)、第二百四十七條、第二百四十九條(總會の決議の取消)、第二百五十四條第二項(会社と取締役との委任関係)、第二百六十一條(取締役の代表権)、第二百六十六條から第二百六十九條まで(取締役の責任及び取締役に対する訴)、第二百七十四條、第二百七十五條(監査役の調査権限等)、第二百七十八條(監査役及び取締役の連帯責任)及び第二百八十二條から第二百八十四條まで(取締役の計算書類の公示及び總會への提出義務並びに取締役又は監査役に対する責任の解除)の規定は、清算人について準用する。

この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百六十八條第一項中「資本十分の一以上ニ当ル株式有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と、同法第二百八十二條第一項又は第二百八十三條第一項中「前條に掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」又は「第二百一十一條に掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第六十八條第二項において準用する同法第七十條に規定する書類」と読み替へるものとする。

第十一章 登記
(設立の登記)
第一百二條 設立の登記は、第十四條

第二項の規定による主務大臣の通知があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所
四 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
五 出資の総額
六 出資一口の金額及びその拂込の方法
七 役員及び住居
八 理事に代表権を與えたときは、その代表権の範囲
九 公告の方法

2 取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。
(従たる事務所の設立の登記)
第一百三條 取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地において二週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すること

をもつて足りる。
(事務所の移転の登記)
第一百四條 取引所が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては、二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第一百四條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転を登記することをもつて足りる。
(変更の登記)
第一百五條 第一百四條第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第一百四條第二項第一号に掲げる事項の変更の登記でその変更が上場商品に係るものについては、前項の規定にかかわらず、第二十條第三項において準用する第十四條第二項の規定による主務大臣の通知があつた日から前項の期間を起算する。

3 第一百四條第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、第一項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所所在地においては四週間以内、従たる事務所所在地においては五週間以内に行うことができる。

第九 通商産業委員会設置法第二十七号 昭和二十五年五月一日

(解散の登記)

第百六條 取引所が解散したときは、破産の場合を除くの外、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第百七條 清算人が就職したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に左の事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所
二 清算人で取引所を代表しない者があるときは、取引所を代表すべき者の氏名
三 数人の清算人が共同して取引所を代表すべき定があるときは、その定

2 第百五條第一項の規定は、前項の規定により登記した事項の変更の登記について準用する。

(清算終了の登記)
第百八條 取引所の清算が終了したときは、第百一條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(登記の管轄)
第百九條 取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄

登記所としてつかさどる。

2 各登記所に、商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)
第百十條 取引所の設立の登記は、役員会員の申請によつてする。

2 前項に規定する設立の登記の申請書には、第十四條第一項の規定により取引所が商品取引所登録簿に登録されたことを証する書面及び定款並びに出資の拂込及び役員

の選任があつたことを証する書面を添附しなければならない。

(従たる事務所に於ける設立の登記の申請)
第百十一條 第百二條第三項の規定

による登記は、理事長の申請によつてする。

(変更の登記の申請)
第百十二條 取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる

事務所の移転その他第百二條第二項各号に掲げる事項の変更の登記は、理事長又は清算人の申請によつてする。

2 前項に規定する登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 第百五條第三項の登記の申請書には、前項の書面の外、第二十條第三項において準用する第十四條第一項の規定による登録の変更を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)
第百十三條 取引所の解散の登記は、破産の場合及び第三項に規定する場合を除くの外、清算人の申

請によつてする。

2 前項の規定による登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は理事長が清算人でない場合においては、清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。

3 取引所が主務大臣の登録の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、主務大臣の嘱託によつてする。

(清算人の登記の申請)
第百十四條 第百七條第一項の規定

による登記は、清算人の申請によつてする。

2 第百七條第一項の規定による登記の申請書には、理事長又は理事長が清算人とならない場合においては、清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。

3 第百七條第二項において準用する第百五條第一項の規定による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)
第百十五條 第百八條の規定による

登記は、清算人の申請によつてする。

2 第百八條の規定による登記の申請書には、清算人が第百一條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記事項の公告)
第百十六條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(登記の効力)

第百十七條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(非訟事件手続法の適用)
第百十八條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十九條ノ二、第百四十二條から第百五十條まで、第百五十條の三から第百五十條の六まで及び第百五十四條から第百五十七條まで(商業登記の通則)の規定は、この法律

による登記について準用する。

第百十九條 主務大臣は、業務の監督上必要があると認めるときは、取引所又は役員に対し、その業務又は財産に關し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)
第百二十條 主務大臣は、決済を將來において行つた取引により商品の価格を急激に、又は不合理に變動させる過当な投機を防止することによつて、公益を保護し、又は取引の信義則を確保するため必要且つ適當であると認めるときは、当該取引所に対し、当該各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 この法律 第二十五條第一項、第三十八條第四項(第四十七條第四項及び第七十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十二條第一項若しくは第四十六條第一項の規定に基く政令(以下「この法律に基く政令」という。)、第二十五條第八條、第三十九條、第五十四條、第八十六條、第九十一條第二項若しくは第九十七條第二項の規定に基く省令(以下「この法律に基く省令」という。)、又

項の事務所又は営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該役員をして当該商品の保管を証する書面をその場所の管理者に呈示させてその場所に立ち入り、当該役員を立ち会せて当該商品を検査することが出来る。

3 前二項の場合において、当該職員は、その自分を証する証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(取引所に対する監督上の処分)
第百二十一條 主務大臣は、取引所が左の各号の一に該する場合において決済を將來において行つた取引により商品の価格を急激に、又は不合理に變動させる過当な投機を防止することによつて、公益を保護し、又は取引の信義則を確保するため必要且つ適當であると認めるときは、当該取引所に対し、当該各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 この法律 第二十五條第一項、第三十八條第四項(第四十七條第四項及び第七十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十二條第一項若しくは第四十六條第一項の規定に基く政令(以下「この法律に基く政令」という。)、第二十五條第八條、第三十九條、第五十四條、第八十六條、第九十一條第二項若しくは第九十七條第二項の規定に基く省令(以下「この法律に基く省令」という。)、又

項の事務所又は営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該役員をして当該商品の保管を証する書面をその場所の管理者に呈示させてその場所に立ち入り、当該役員を立ち会せて当該商品を検査することが出来る。

3 前二項の場合において、当該職員は、その自分を証する証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(取引所に対する監督上の処分)
第百二十一條 主務大臣は、取引所が左の各号の一に該する場合において決済を將來において行つた取引により商品の価格を急激に、又は不合理に變動させる過当な投機を防止することによつて、公益を保護し、又は取引の信義則を確保するため必要且つ適當であると認めるときは、当該取引所に対し、当該各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 この法律 第二十五條第一項、第三十八條第四項(第四十七條第四項及び第七十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十二條第一項若しくは第四十六條第一項の規定に基く政令(以下「この法律に基く政令」という。)、第二十五條第八條、第三十九條、第五十四條、第八十六條、第九十一條第二項若しくは第九十七條第二項の規定に基く省令(以下「この法律に基く省令」という。)、又

項の事務所又は営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該役員をして当該商品の保管を証する書面をその場所の管理者に呈示させてその場所に立ち入り、当該役員を立ち会せて当該商品を検査することが出来る。

はその支店若しくは出張所を管轄

する場合を除くの外、清算人の申

付けはならない。

有し、又は預託を受けた商品で前

法律に基く省令」という。又

は第百十九條、第百二十條第一

項若しくは第二項、第百二十一

條第一項第二号若しくは第二

項、第百二十二條第百二十四條

若しくは第百三十二條第一項の

規定による主務大臣の処分（以

下「この法律に基いて主務大

臣の処分」という。）に違反し

たとき、又は会員がこの法律、

この法律に基く政令若しくは省

令又は当該取引所の定款に違反

した場合において、当該会員に

対しこの法律、この法律に基く

政令若しくは省令又は定款を違

守させるために当該取引所がこ

の法律、この法律に基く政令若

しくは省令又は定款により認め

られた権限の行使その他必要な

措置をすることを怠つたときは

は、其の登録を取り消し、又は

一年以内の期間を定めてその業

務の全部若しくは一部の停止を

命ずること。

二 取引所の行為又はその開設す

る商品市場における売買取引の

状況が公益上有害であると認め

るときは、十日以内の期間を定

めて売買取引の全部若しくは一

部の停止を命じ、又は内閣の議

を経て、三月以内の期間を定め

てその業務の全部の停止を命ず

ること。

2 主務大臣は、不正の手段により

取引所の役員になつた者のあつた

ことを発見したとき、又は取引所

の役員がこの法律、この法律に基

く政令若しくは省令又はこの法律

に基いて主務大臣の処分違反し

たときは、当該取引所に対し、

当該役員を解任を命ずることがで

きる。

（会員に対する監督上の処分）

第百二十二條 主務大臣は、会員が

この法律、この法律に基く政令若

しくは省令又はこの法律に基いて

する主務大臣の処分違反したと

きは、取引所に対し、当該会員を

除名すべき旨若しくは六月以内の

期間を定めて当該会員の商品市場

における売買取引を停止すべき旨

又は当該違反行為が法人たる会員

の役員に係るものであるときは、

当該会員に対し、当該違反行為を

させた役員を解任すべき旨を命ず

ることができる。

（商品仲買人に対する監督上の処

分）

第百二十三條 主務大臣は、商品仲

買人がこの法律、この法律に基く

政令若しくは省令又はこの法律に

基いて主務大臣の処分違反した

ときは、その登録を取り消し、

又は当該商品仲買人に対し、六

月以内の期間を定めて商品市場に

における売買取引若しくはその受託

の停止を命じ、若しくは当該違反

行為が法人たる商品仲買人の役員

に係るものであるときは、当該役

員の解任を命ずることができる。

（定款等の変更命令）

第百二十四條 主務大臣は、取引所

の定款、業務規程、受託契約準則

その他の規則及び取引に関する慣

行について商品の流通に比して余

りにも適当な売買取引が行はれる

ことを防止し、又は取引所が商品

仲買人から仲買保証金の預託を受

けることを怠ることを防止する等

公益又は委託者を保護するため必

要且つ適当であると認めるとき

は、当該取引所に対し、これらの

変更を命ずることができる。

（協定の規定の適用）

第百二十五條 第十五條第二項から

第七項までの規定は、主務大臣が

前四條の規定による処分をしよう

とする場合について準用する。こ

の場合において、第十五條第二項

中「登録申請者」とあるのは「そ

の処分をしようとする者」にその旨

を通知し、その処分をしようとし

る者（法人である場合には、その

役員）」と、同條第七項中「登録申

請者」とあるのは「その処分をし

ようとする者」と読み替へるもの

とする。

第十三章 仲介

（仲介の申立）

第百二十六條 商品市場における売

買取引に關し、取引所、会員又は

委託者相互の間に紛争がある場合

においては、当事者は、その紛争

の解決を図るため商品取引所取引

紛争審査会（以下「審査会」とい

う。）に申し出て仲介を求めると

ことができる。

（仲介の申立の方法）

第百二十七條 前條の規定による申

立は、左に掲げる事項を記載した

書面を審査会に提出してなければ

ならない。

一 申立人の氏名又は商号、職業

及び住所

二 紛争の相手方の氏名又は商

号、職業及び住所

三 申立の趣旨

四 紛争の事情

五 参考となる書類の表示

六 申立の年月日

（仲介の方法）

第百二十八條 審査会は、前條に規

定する書面を受理したときは、期

日を定めて、申立人及び相手方の

出頭を求め、その意見を聞いて、

仲介を行う。

2 前項の出頭を求められた当事者

は、自ら出頭しなければならな

い。但し、やむを得ない事由があ

る場合においては、審査会の承認

を得て、代理人を出頭させること

ができる。

3 審査会は、第一項の規定による

仲介を行うため必要があると認め

るときは、左の各号に掲げる処分

をすることが出来る。

一 参考人に出頭を求めてその意

見を聴取し、又は参考人からそ

の意見若しくは報告を提出させ

ること。

二 鑑定人に出頭を求めて鑑定さ

せること。

三 紛争の当事者に対し、紛争に

關係のある帳簿書類その他の物

件の提出を求め、又は提出物件

を留め置くこと。

4 審査会は、第一項の規定による

仲介を行うため必要があると認め

るときは、主務大臣に申し出て、

当事者が所有し、又は占有する紛

争に關係のある帳簿書類その他の

物件の現地調査を求めることが出

来る。

5 前項の請求があつたときは、主

務大臣は、その部下の職員をし

て、当事者の事務所又は営業所に

立ち入り、当該物件を検査させる

ことができる。

6 第百二十條第二項から第七項ま

での規定は、前項の立入検査につ

いて準用する。この場合に於いて

同條第二項中「会員の事務所又は

営業所」とあるのは「当事者の事

務所又は営業所」と、「当該会員」

とあるのは「当事者」と、「前項の

事務所又は営業所」とあるのは「当

事者の事務所又は営業所」と読み

替へるものとする。

（協定書の作成）

第百二十九條 審査会は、仲介に基

く協定書を作成して紛争の当事者

に示し、その受諾を勧告する。

（協定書）

第百三十條 当事者の双方が前條の

協定書を受諾したときは、協定書

を作成し、署名して印をおしこれ

を審査会に提出しなければならない。

（協定の不履行）

第百三十一條 当事者の双方が第百

二十九條の協定書を受諾した場合

において、その一方が協定を履行

しないときは、その相手方は、そ

の旨を審査会に報告しなければならない。

（協定不履行の場合の処分）

第百三十二條 当事者の双方が第百

二十九條の協定書を受諾した場合

に於いて、当事者たる取引所又は

会員が協定を履行しないときは、

主務大臣は、取引所に対し、その

役員を解任すべき旨若しくは、当

該会員の商品市場に於ける売買取

引を停止すべき旨又は当該会員が

法人である場合には当該会員に対

し、その役員を解任すべき旨を命

ずることができる。

2 第十五條第二項から第七項まで

の規定は、主務大臣が前項の規定による処分をする場合について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「前項の処分をしようとする取引所又は会員にその旨を通知し、当該取引所若しくは会員（法人である場合には是の役員）」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする取引所又は会員」と読み替へるものとする。

（協定案の公表）

第三百三十三條 主務大臣は、当事者の一方又は双方が第二百二十九條の協定案を受諾することを拒否した場合に於いて、商品市場に於ける売買取引の公正を確保するため又は商品市場における売買取引の委託者若しくは受託者を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、当事者の秘密に属する事項を除き、仲介の経過及び協定案を理由を示して公表することができ

（仲介の申立の制限）

第三百三十四條 当事者の双方が仲介に基く協定案を受諾したときは、当事者は当該仲介が行われた紛争について、更に仲介の申立をすることができない。

第十四章 商品取引所取引紛争審査会

（設置）
第三百三十五條 第二百二十八條第一項の規定による仲介を行わせるため、通商産業省の附屬機関として審査会を設置する。

（組織）

第三百三十六條 審査会は、委員三人をもつて組織する。
2 委員は、左に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。
一 大蔵省の職員 一人
二 農林省の職員 一人
三 通商産業省の職員 一人
3 委員は、非常勤とする。
第十五章 商品取引所審議会

（設置）

第三百三十七條 この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、通商産業省の附屬機関として商品取引所審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第三百三十八條 主務大臣は、左に掲げる行為をしようとするときは、審議会の議決に基かなければなら

ない。
一 この法律に、基く政令案若しくは省令案の立案
二 第四條の規定による承諾
三 第十四條第一項（第十九條第三項及び第二十條第三項）において準用する場合を含む。及び第四十五條第一項の規定による登録
四 第十五條第一項（第十九條第三項及び第二十條第三項）において準用する場合を含む。及び第四十八條第一項（第四十九條第四項）において準用する場合を含む。の規定による登録の拒否
五 第二十一條第一項並びに第五十二條第一項及び第二項の規定

による登録の取消
六 第三十八條第三項（第四十七條第四項）において準用する場合を含む。の規定による承認
七 第六十條の規定による選任
八 第九十條の規定による選任
九 第九十九條から第二百二十四條までの規定による処分
十 第三百三十二條第一項の規定による処分
十一 第四百三十三條第一項の規定による申立

（組織並びに会長及び委員の任命等）
第三百三十九條 審議会は、会長一人及び委員四人をもつて組織する。
2 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
3 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができな

きないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから会長又は委員を任命することができ。
4 前項の場合においては任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその会長又は委員を罷免しなければならない。
5 在任中の会長及び委員は、商品の売買取引に關係のある事業者団体と關係を持ち又は商品市場における売買取引若しくはその受託を

業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該会社の経営に参加し、当該会社から反対給付を受け、若しくは当該会社に投資することができない。
6 会長及び委員は、内閣総理大臣及び審議会の許可を得た場合に限

り、前項の規定にかかわらず、自己の利益のために前項の企業の経営に参加し、又は当該企業の株式を保有し、若しくは取得することができ。
（会長及び委員の任期）
第四百四十條 会長及び委員の任期は三年とする。但し、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた会長又は委員は、前任者の任期期間在任するものとする。
2 会長及び委員は、再任されることができ。

（罷免）
第四百四十一條 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の一に該当するときは、これを罷免しなければならない。
一 禁治産又は准禁治産の宣告を受けたとき。
二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
三 禁こ以上の刑に処せられたとき。

2 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときは、その他会長又は委員が会長又は委員たるに適しないと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
一 身心の故障のため職務の執行に堪えないと内閣総理大臣が認めるとき。
二 職務上の業務違反があると

き。
3 前項の場合においては、内閣総理大臣は、その理由を明らかにしななければならない。
（会長及び委員の実費弁償）
第四百四十二條 会長及び委員は、政令で定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

第十六章 雑則
（裁判所の禁止命令）
第四百四十三條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対しその行為の禁止を命ずることができ。
2 前項の禁止命令は回復しがたい事態が生じた場合にのみ発せられ、その必要がなくなつた場合にはすみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定より発した命令を取り消し、又は変更することができ。
4 前二項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。
5 第一項及び第二項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつて行

（取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務）
第四百四十四條 取引所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた

者は、取引所の役員若しくは使用人としてその職務に關して知得した秘密を他に漏らし、又はせつ用してはならない。

(相場によると博行為の禁止)

第四百四十五條 何人も、商品市場における売買取引によらないで、商品市場における相場を利用して差金を受取することを目的とする行為をしてはならない。

(参考人等の費用の請求)

第四百四十六條 第十五條第六項(第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第二百二十五條及び第三百三十七條第二項において準用する場合を含む。)又は第二百二十八條第三項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(登録、届出及び報告に関する細目)

第四百四十七條 この法律による登録、届出及び報告に関する手續その他の細目については、政令で定める。

(主務大臣、主務省、主務省令及び権限の委任)

第四百四十八條 この法律において「主務大臣」とは「主務省」とあるのは、農林省関係商品(第二條第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定により政令で定める商品のうち政令で指令するものをいう。以下同じ。)

のみを上場する取引所については

農林大臣又は農林省令とし、農林省関係商品以外の商品(以下「通商産業省関係商品」という。)のみを上場する取引所については通商産業大臣又は通商産業省令とし、農林省関係商品及び通商産業省関係商品を上場する取引所については農林大臣及び通商産業大臣又は農林省及び通商産業省令とする。

2 前項の規定は、商品仲買人に関する主務大臣及び主務省について準用する。この場合において、前項中「上場する取引所」とあるのは「委託を受けて売買取引することのできる商品仲買人」と読み替えるものとする。

3 この法律において、「主務省令」とあるのは「農林省令、通商産業省令」とする。

4 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基くその権限の一部を通商産業局長に行わせることができる。

(私的独占禁止法との関係)

第四百四十九條 この法律の規定は、私的独占禁止法及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解してはならない。

(主務大臣の処分に対する訴の裁判管轄)

第五百五十條 この法律に基く主務大臣の処分に対する訴については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

確保)

第五百五十一條 この法律に基く政令若しくは省令又はこの法律に基いて主務大臣の処分は、不合理であつてはならず、又は個人若しくは法人に對し不公平に差別を附するものであつてはならない。

第十七章 罰則

第五百五十二條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 商品市場における売買取引のため、又は相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者

二 第八條第一項又は第八十八條の規定に違反した者

三 第四百三十三條第一項の規定による命令に違反した者

第五百五十三條 第二十條第一項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百五十四條 取引所の役員(仮理事及び假監事を含む。)又は職員がその職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第五百五十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條第二項又は第七十七條の規定に違反して売買又は売買取引をした者

二 第四百二十二條第三項又は第四百二十三條の規定による命令に違反した者

三 第四百三十三條又は第九十二條から第九十四條までの規定に違反した者

四 第四百九十九條第三項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した者

五 第九十條の規定による制限に違反した者

第五百五十六條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條第二項若しくは第三項又は第七十四條の規定に違反したとき

し、又はこれを併科する。但し、刑法明治四十年法律第四十五号(第八十八條の規定の適用を妨げない。)

第五百五十八條 第四百四十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。

第五百五十九條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは一萬五千圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四百六十六條第二項、第五十條第二項、第五十四條、第六十二條(第四百一十一條第二項において準用する場合を含む。)、第八十一條第一項又は第八十二條の規定に違反した者

三 商品の相場を偽つて公示した者

四 公示若しくは頒布する目的をもつて商品の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

第六百六十條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは一萬五千圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第三項、第四條、第七十二條第二項又は第七十三條の規定に違反したとき

る届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百六十一條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項、第三十九條、第五十一條、第九十一條第一項、第九十六條第一項又は第九十七條第一項の規定に違反した者

二 第四十九條第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は同條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出した者

第百六十二條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は同條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第七十八條第二項又は第九十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第九十九條の規定に違反したとき。

第百六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、第五百二十二條第二号、第五百五十三條、第五百五十五條、第五百五十六條又は第五百五十九條から前條までの違反行為を

したときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

第百六十四條 第九十一條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百六十五條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の發起人、役員（仮理事を含む）又は清算人は、五千円以下の過料に処する。

一 第二十五條第三項から第五項までの規定による報告をしなかつたとき。

二 第六十四條第一項若しくは第二項、第七十五條（第百一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む）、第八十三條、第八十五條、第八十六條又は第九十八條第二項の規定に違反したとき。

三 第六十四條第三項後段（第百一條第二項において準用する場合を含む）又は第七十六條若しくは第百一條第二項において準用する商法第二百八十二條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

四 第七十六條又は第百一條第二項において準用する商法第二百八十二條第一項の規定に違反し

たとき。

五 第百一條第一項において準用する商法第二百四十四條第三項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第百一條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたと

き。

七 第百一條第一項において準用する商法第四百二十三條の規定に違反したとき。

八 この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法に定める登記をすることを怠つたとき。

九 この法律において準用する商法に定める公告をすることゝ意り、又は不正の公告をしたとき。

十 この法律において準用する商法に定める調査を妨げたとき。

十一 取引所の總會に付し不足の申立をし、又は事実を隠蔽したとき。

十二 定款、会員名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第百六十六條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一 第十五條第六項（第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第百二十五條又は第百三十三條第二項において準用する場合を含む）又は第百二十八條第三項第一号の規定による参考人に対する処分を違反して、虚偽の陳述又は報告をした者

二 第十五條第六項（第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第百二十五條又は第百三十三條第二項において準用する場合を含む）又は第百二十八條第三項第二号の規定による鑑定人に対する処分を違反して虚偽の鑑定をした者

附則

一 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、第八條（これに係る罰則の規定を含む。）及び第十五章並びに附則第二項及び第九項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。

二 商品取引所法（明治二十六年法律第五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

三 旧法廃止前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

四 第六條第二項の規定は、同項に規定する証券取引所以外の者でこの法律施行の際その商号中に取引所又はこれに類似する文字を用いているものについては、この法律

施行の日から三月間を限り適用しない。

五 第九條第二項中「商品」とあるのは、昭和二十五年十二月三十一日までに限り、「商品（当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。）」と読み替へるものとする。

六 旧法又は旧日本証券取引所法（昭和十八年法律第四十四号）の規定により罰金の刑に処せられた者は、第二十四條第一項第二号の規定の適用については、この法律により罰金の刑に処せられた者とみなす。

七 この法律施行の際開会中である場合においては、内閣総理大臣は、第百三十九條第二項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで審議会の最初の会長又は委員を任命することができる。

八 内閣総理大臣は、前項の規定により審議会の最初の会長又は委員を任命したときは、任命後最初の国会で、前項の任命について両議院の事後の承認を求めなければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。

九 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中第四十一号を削り、第四十号の二を第四十一号とする。

第十條第二十号を次のように改める。

二十 削除

10 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人の登録を行い、及びこれを監督すること。

第七條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

11 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

第十條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

第二十二條第一項の表中

「指定生産資材割当基準審議会 指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること。」

「指定生産資材割当基準審議会 指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること。」
商品取引所取引紛争審議会 商品市場における売買取引に関する紛争の仲介を行うこと、商品取引所各大臣の諮問に應じ、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること
に改める。

第二十四條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

12 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号 中「明治二十六年法律第五号」を「昭和二十五年法律第 号」に改める。

昭和二十五年五月二十三日印刷

昭和二十五年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所